

施 策 評 価

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

【 施策分野 : 保健医療 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化	
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費	
思いやりのある安心できるまち	保健医療	生涯を通じた健康づくり	生活習慣改善指導事業の充実(健やかな人生への生活習慣改善事業)	充実	・糖尿病コース ・高脂血症コース ・高血圧コース ・歯周疾患コース ・肥満予防コース	同左	3,889千円
		早期治療の充実	親子フロアの実施		3カ所	同左	1,681千円
		がん検診等の充実	産前・産後歯科健康診査の実施		未実施	産前(ﾌﾟﾚﾏ)・産後(ﾏ)歯科健診	5,724千円
		づくりの健康推進	がん検診等の充実		胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺がん健診を実施	・胃がん検診の充実 ・子宮がん検診の充実 ・乳がん検診の充実 ・胸部X線二重読影(区民健診受診者全員に実施)	256,004千円
		公害対策保健	精神障害者ホームヘルプサービス		・ホームヘルパー派遣 ・ホームヘルパー養成研修	同左	8,458千円
		難病・原爆対策	休日応急診療所の設置	1カ所	H11開設 京橋休日応急診療所		
		診療体制の整備	老人保健施設の整備	1カ所	H15.3 施設取得	H16開設 リハポート明石	
		福祉連携	要介護者歯科保健医療推進事業		未実施	・病診連携推進会議 ・相談窓口の運営 ・かかりつけ歯科医相談券の交付 ・口腔保健推進会議 ・口腔保健連絡会 ・施設職員への口腔ケア指導	3,807千円
		施設整備衛生	通所リハビリテーションの実施		未実施	H16新規実施	97,129千円
				進捗状況の説明			
		<p>[成果]</p> <p>一次予防である生活習慣改善指導事業を早期に取り組むことができた。また、核家族化による育児不安の解消や母子歯科保健の充実を図るとともに、精神障害者への施策の充実を行った。</p> <p>平成16年1月に健康中央21を策定し、健康づくりの基本的な考え方と今後取り組むべき施策の方向を明らかにし、当面の課題であるがん検診の受診率の向上を目指した。</p> <p>かかりつけ医・歯科医の定着促進を図るとともに、区内3地区に休日応急診療所を設置し、中央区の医療体制の充実を図った。また、維持期のリハビリテーションの中心的な施設である介護老人保健施設を整備し、リハビリテーションの充実を図った。</p> <p>[課題]</p> <p>健康中央21で示された、基本的な考え方と今後取り組むべき施策の方向に沿った事業展開を図る。今後とも、生活習慣病予防に積極的に取り組むとともに、介護予防対策の充実を図る必要がある。</p> <p>介護老人保健施設整備に伴い、民間の介護老人保健施設の役割に留まらず、中央区における地域リハビリテーションの中核としての運営を検討する必要がある。また、核家族化の進行や共働き世帯の増加などに伴い、夜間における小児初期救急の充実が求められている。</p>					
今後の施策の方向性と取り組むべき事業							
<ol style="list-style-type: none"> 生涯を通じて、いきいきと生活することができるように、介護保険事業及び老人保健事業の一体的な介護予防対策を構築する。 要介護リスクグループの把握 介護予防事業の充実 高齢者の口腔ケアの普及啓発 健康中央21の基本的な考え方や施策の方向性に沿った、健康教育・健康相談を行う。 企画立案の検討・評価の開発 生活習慣が形成される時期である若年層への健康的な生活習慣の普及・促進を図っていく。 がんの早期発見を充実する。 子宮がん検診の対象年齢の引き下げ 乳がん検診の検診方法の充実(40歳代の2方向撮影) かかりつけ医・歯科医の定着を促進する。 要介護者等に対し「かかりつけ歯科医」の紹介・相談窓口を設置し、定着を促進していく。 精神障害者の自立と社会参加を促進する。 精神障害者の地域生活支援センターの整備検討 子どもの緊急の病気に対応できる体制を強化していく。 平日準夜間における小児初期救急の整備 							

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 障害者福祉 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化	
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費	
思いやりのある安心できるまち	障害者福祉	生活の安定・向上 社会的自立の促進 安全な暮らしの確保 福祉推進基盤の整備	心身障害者短期入所事業		平成16年7月より知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」において実施、内容充実のため完了		
			心身障害者自立生活体験事業		平成16年7月より知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」において実施、内容充実のため完了		
			知的障害者位置情報サービス費用助成		・受給者 10名 ・延べ受給者 101名		383千円
			知的障害者生活支援施設の整備		平成16年7月「レインボーハウス明石」開設による完了		
<p>進捗状況の説明</p> <p>[成果] 平成16年7月開設の知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」に在宅の知的障害者のうち30名が入所し、住み慣れた地域社会で生活できるようになった。 短期入所事業と自立体験事業については、「レインボーハウス明石」で短期入所事業と自立生活体験事業（各定員6名）を実施し、緊急時の心身障害者の十分な受入体制が確保された。</p> <p>[課題] 知的障害者位置情報サービスの事業利用度は6.4%（「中央区障害者（児）実態調査」平成16年3月）と低いため、その利用促進を図る必要がある。 「レインボーハウス明石」に入所している知的障害者が地域に戻って生活するため、知的障害者グループホームの整備を図る必要がある。5名定員の「フレンドハウス京橋」（知的障害者生活寮）は支援費対象外の施設であるが、今後は支援費の対象施設とするとともに、指定管理者制度を導入し、定員を6人（平成18年4月）に拡大する。</p>							
今後の施策の方向性と取り組むべき事業							
<ol style="list-style-type: none"> 利用者本位の考え方にに基づき、相談窓口を充実する一方、保健・医療・福祉・教育・就労など生活全般に及ぶサービスを調整するケアマネジメント体制を整備する。 障害者福祉サービスの質の向上を進める。 利用者の意見を反映したサービス内容の改善 事業者第三者評価の受審と、第三者評価についての普及・促進 障害者が住み慣れた地域で快適に暮らすためのしくみづくりを整備する。 知的障害者グループホームの整備 知的障害者通所授産施設の整備 障害者の経済的な自立や社会参加を促進するため、障害の程度に応じた、就労の場や就労を支援する体制の整備 							

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 高齢者福祉 生活の安定・向上、社会参加の促進 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化		
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費		
思いやりのある安心できるまち	高齢者福祉	安定生活の向上	高齢者住宅の供給	50戸		・H17 25戸		
		社会参加の促進	権利擁護支援センター「すてっぷ中央」への助成	財産保全・管理サービス制度創設・実施	・権利擁護支援センター「すてっぷ中央」設置 ・サービス創設、実施	・財産保全、管理サービス制度実施 ・福祉サービス利用援助事業実施 ・権利擁護啓発	15,165千円	(社会面) 高齢化率等 平成11年の17.6%をピークに平成16年には17.1%に低下しているがこれは定住人口の回復によるもので、高齢者人口そのものは増加傾向にあり、平成16年では15,293人である。今後は平成20年の16.8%で底を打ち、以降上昇に転じ平成30年には20.4%、24,500人(5人に1人が高齢者)と見込まれる。また、全国的に見れば、平成32年には後期高齢者(75歳以上)が前期高齢者を上回ると見込まれている。 高齢者のみ世帯 平成10年5,921世帯 平成13年6,587世帯 平成16年7,467世帯 福祉サービスの利用が「措置」から「契約」へ変更 介護保険制度の定着による利用者の意識・理解向上に伴う需要増 障害者への支援費制度導入に伴う適切な対応が求められる。 (経済面) 国民の社会保障負担額の増加が見込まれるのに対し、公的年金の給付額は削減が見込まれている。 (法制度) 成年後見制度(民法改正) 障害者施策への支援費制度の導入 (民間の動向) 民間住宅供給の活発化 (その他) 高齢者人口の増加により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、元気高齢者、介護を必要とする高齢者等、高齢者の置かれている状況や求められている施策が一律ではなく多様化してきている。
			シルバー人材センターの育成	施設の統合・整備	完了			
		保健の充実・医療	高齢者の社会参加のしくみづくり		シルバーワーク中央の運営支援	・シルバーワーク中央の運営支援 ・社会参加システムの拡充の検討	9,998千円	
		在宅福祉の充実						
支援体制の整備								
福祉施設の整備								
進捗状況の説明 [成果] 財産保全・管理サービスや福祉サービス利用援助事業については、契約件数、活動状況とも平成12年度創設以降着実に増えている。 分散していたシルバー人材センターの各施設を1カ所に統合整備したことで事業の効率化が図られ、会員数や仕事の受注契約額等が順調に伸びている。さらに、シルバー人材センターを実施主体として開始した無料職業紹介所も順調に実績をあげている。 [課題] 高齢者向け優良賃貸住宅入居者応募状況(H16)を見て今後の高齢者向け住宅の確保への取組を検討する。 「すてっぷ中央」における総合的な権利擁護事業等を充実させるため、成年後見制度や苦情処理体制を整備する。 シルバー会員の就業率向上のためのスキルアップ研修の充実や無料職業紹介所におけるボランティア紹介機能の強化等、高齢者の多様化する要望に応える必要がある。						今後の施策の方向性と取り組むべき事業 全ての高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう各種施策を推進していく。 1 高齢者が主体的に行動できるような社会参加のしくみや生きがいがづくりの推進 無料職業紹介所の事業の拡充 ・ボランティア区民活動センターとの連携 ・求人情報の自主開拓強化 敬老館における講座の充実 ・高齢者の要望に配慮した講座の開催 シニアセンターの活用 ・生きがいがづくり活動の拠点としての機能強化 2 高齢者が安心して生活するための生活支援策の推進 シルバー人材センターの機能強化 ・会員数の増加 ・会員の就業機能向上のための講習会の充実 ・会員の就業機能向上による受注件数の増加及び就業率のアップ 高齢者に配慮した住環境の整備 ・高齢者住宅や住宅設備の改善 ・良質な民間賃貸住宅の供給 痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者が安心して福祉サービスを利用できる体制の整備 ・社会福祉協議会との成年後見制度や苦情処理体制の適切な役割分担 3 保健医療と福祉の連携による区民本意のサービスの提供		

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

【 施策分野 : 高齢者福祉 在宅福祉の充実 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化	
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費	
思いやりのある安心できるまち	高齢者福祉	安定生活の上	通所介護(デイサービス)の充実	休日・簡易型 サービス実施 による受け入れ 人数の拡大	331人 マイホーム新川30人・マイホーム はるみ30人・十思デイルーム48 人・勝どきデイルーム48人・特別 養護老人ホーム併設(民間・新 設)175人	受入人数拡大 250人	
		社会参加 の促進	短期入所(ショートステイ)の充実		ベッド数 11床・マ体-ム新川 1床・マ体-ムはるみ1床・民間 施設3床・民間特養6床	新規確保ベッド数 36床 区立老健20民間特養16	
			徘徊高齢者探索システム 費用助成	充実	新規 7人、継続 5人 生保加算分 1人 月額基本料助成延87人	助成人数 36人	251千円
		保健 の充実・医療	高齢者食事サービス	充実	70歳以上の一人暮らし高齢 者・高齢者のみ世帯・昼間 独居世帯を対象に週6回実 施	各年度食事サービスの実施 週6回	35,202千円
			火災安全システム		87台	新規 60台設置	1,817千円
			介護サービス質の向上の ためのしくみづくり	充実	サービス事業者連絡協議会の 運営、介護相談員の派遣等 苦情の相談体制づくり等質 の向上を図る。	サービス事業者連絡協議会運 営、介護相談員の派遣等質 の向上。	1,848千円
		在宅福祉 の充実	福祉サービス第三者 評価の推進	充実	平成16年度新規事業	評価受審 12事業所・費用 助成 50事業所	5,543千円
			老いを学んで安心講座	充実	老いに対する不安等を解消 するため、全般的な知識を 学ぶ講座の開催(年2 回)。	講座の開催 2回	769千円
		支援体制 の整備	介護者交流会	充実	介護者同士が悩みを分かち 合い、情報交換し、介護疲 れを癒す会を年6回開催す る。	交流会の開催 6回	1,052千円
		福祉施設 の整備	進捗状況の説明 [成果] 短期入所の定期的利用 通所介護休日サービス実施 簡易型サービス実施 要介護認定者数はもとより、在宅サービス利用者の飛躍的増加 [課題] 引き続き地域ケアを含めた介護サービスの基盤整備、質のさらなる向上、介護予防に向けた施策強化など 自立生活を支援するための体制を構築するために、区民・事業者・区が協働して取り組む。 通所介護(デイサービス)の利用率の向上 利用者、家族からの要望に沿った施設の事業内容の充実 施設や事業内容等のPR不足				
						<p>(社会面) 高齢者世帯、高齢者人口の増加(高齢化率17.08%) 核家族化、人間関係の希薄化による家庭や地域での介護機能の低下 要介護認定者数の増加(第1号被保険者の要介護認定者率(15.9%) 介護サービス利用者の増加(利用者率82.2%) 介護サービスの提供が「措置」の時代から「契約」に変わった。利用者 にとってサービスは与えられるものではなく、対等な関係でサービス を選択し、事業者との「契約」に基づき提供されるサービスとなり、利 用者本位の介護へと転換が図られた。</p> <p>(経済面) 介護保険制度見直しによる保険料額の増加 民間事業者のサービス提供現場への参入 介護サービス市場の形成</p> <p>(法制度) 指定管理者制度 ・公の施設の管理に民間の能力を活用し、経費削減を図るとともに区民 サービスの向上を図る。 利用料金制度 介護保険制度 ・平成18年度第3期介護保険事業計画に向けて、今年度以降介護保 険制度の改正が予定されている。現在では、具体的な改正内容につい ては、示されていない。</p> <p>(民間の動向) 平成17年度通所介護施設(定員30人)開設予定 (その他)</p>	
						今後の施策の方向性と取り組むべき事業	
						<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者がサービスの評価や情報提供ができるしくみを構築する。 第三者評価の実施 施設利用者及び家族へのアンケートの実施 2 施設利用の見直し 短期入所利用時間の延長 短期入所の空きベッドの有効利用 祝日の通所介護サービスの実施 3 サービスの向上 施設利用者及び家族のニーズに合わせたサービスの提供 ・施設利用者及び家族へのアンケートの実施 ・施設の特徴(活動方針、内容)を明確にし、区民に周知すると ともに、利用者が利用する施設を選択できるようにする。 職員のスキル・レベルアップ ・職員の研修を充実させ、介護技術・知識の向上を図る。 地域と一体化したサービス(活動)を行う。 ・地域行事への参加及び地域の人が参加する行事の実施 ・地域住民のボランティア募集 その他 ・通所介護体験利用等を行い、事業の理解を図る。 4 要介護高齢者の自立支援を目的とし、区民が住み慣れた地域や 家庭で暮らすことができるよう「地域ケア」のしくみを構築す る。 	

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 高齢者福祉 福祉施設の整備 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費
思いやりのある安心できるまち	安定生活 ・生活 向上	特別養護老人ホーム の整備支援	1 箇所	1 箇所	1 箇所 H17着工予定	
		高齢者在宅サビ`センター の整備支援	1 箇所	1 箇所	1 箇所 H17着工予定	
		痴呆性高齢者グルー プホームの整備	1 箇所	継続 工事進捗度5.49%	1 箇所 H17/10開設	838千円 (モックアップ)
	社会参加 の促進	高齢者在宅サビ`センター の増設	1 箇所	継続 工事進捗度5.49%	1 箇所 H17/10開設	グループホーム 整備に含む
		ケアハウスの整備	1 箇所	継続 工事進捗度5.49%	1 箇所 H17/10開設	グループホーム 整備に含む
	保健 の充実・医療	在宅介護支援センタ ーの増設	1 箇所	明石在宅介護支援センター 平成16年7月1日開設	1 箇所	19,963千円
		簡易型デイサービス 施設の整備	3 箇所	2 箇所		
		敬老館の改築	1 館	完了		
	在宅福祉 の充実					
支援体制 の整備	進捗状況の説明					今後の施策の方向性と取り組むべき事業
	<p>[成果] 痴呆性高齢者グループホーム及びケアハウスを整備することにより、区民に対する介護サービスの量の確保及び質の向上が図られる。 簡易型デイサービスの整備により要介護状態になることへの予防が図られる。</p> <p>[課題] 特別養護老人ホーム入所待機者の解消が、必要である。 新たな施設整備にあたっては、介護保険事業計画との調整が必要となる。 国の老人福祉施設整備費補助の単価が引き下げられているため、区の負担が大きくなっている。</p>					
福祉施設 の整備						<p>1 今後の施策の方向性 今後の福祉施設の整備については、特別養護老人ホーム入所待機者数、小規模生活単位型の特別養護老人ホーム、痴呆性高齢者グループホーム、ケアハウス等に対する需要、介護保険事業計画との整合性及び介護予防事業の成果等を勘案して整備の必要性を検討していく。 整備の手法については、民間事業者が計画する福祉施設への支援等を基本とし、効率的かつ良質な福祉サービスの提供に努める。</p> <p>2 取り組むべき事業 介護予防事業を行う施設整備に対する支援 痴呆性高齢者ケアのための小規模多機能ケア施設（通所機能、泊まり機能、居住機能、訪問介護機能、ケアマネジメント機能を備えた施設）を民間事業者が整備する場合の支援 特別養護老人ホーム入所待機者のうち、特に入所の必要性の高い待機者を解消するための施設整備</p>

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : ひとり親家庭福祉 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化	
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画		16年度 事業費
思いやりのある安心できるまち	ひとり親家庭福祉	生活の安定・向上	ひとり親世帯住宅の供給	9戸	15戸		(社会面) ひとり親が増加している。 ・児童育成手当の受給者数(中央区) 平成11年度末478世帯 平成15年度末622世帯 ・全国母子世帯数 平成5年:789,900世帯 平成10年:954,900世帯 (経済面) 中央区ひとり親家庭実態調査の結果 ・85.5%が就業しているにもかかわらず、その平均年収は約229万円にすぎない。平均家賃(家賃、ローンを支払っている人)は70,983円である。 ・現在悩んでいること 一位:生活費に関すること65.1% 二位:教育費に関すること48.1% 三位:住居に関すること43.6% と経済面の悩みが上位である。 ・ひとり親になった事情は「配偶者と生別」が73.4%と高い割合であるが、養育費を受け取って人は全体の15.4%にすぎない。 (法制度) 母子及び寡婦福祉法の一部改正(H14.11.29公布、H15.4.1施行) ・母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針 母子及び寡婦福祉法第11条に基づく厚生労働省告示(H15.3.19) ・母子家庭については、これまでの児童扶養手当に大きくウェイトがかかっている施策を見直し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就労の支援に主眼を置いて、子育てや生活支援策、就労支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的に展開することとされた。 次世代育成支援対策推進法 ・自治体や事業主等に行動計画の策定を義務づける。
		養育環境の向上	進捗状況の説明 [成果] ひとり親世帯住宅事業については、計画に沿って整備した。 [課題] ひとり親世帯は経済的に困難な状況におかれている場合が多いことから、自立支援を図ることが大切である。そのためには雇用の安定及び就職の促進をめざし、資格の取得につながる講習会への助成等を進めていく必要がある。				
		生活意欲の向上	今後の施策の方向性と取り組むべき事業 1 国や都の動向を踏まえ、きめ細かな福祉サービスと自立・就労の支援を展開していく。 子ども家庭支援センターの開設(平成19年度) 各種助成制度の充実 母子家庭が自立して生活できるよう就労面の支援策を充実する。				

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 生活保護・援護 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化																					
思いやりのある安心できるまち 生活保護・援護	生活の安定 自立の促進 ホームレス対策	事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費																					
進捗状況の説明						今後の施策の方向性と取り組むべき事業																					
[成果] 被保護世帯の自立助長推進ケースに対する廃止世帯数は次のとおりであった <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象世帯数</th> <th>自立世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度</td> <td>18世帯</td> <td>7世帯(38.9%)</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>15世帯</td> <td>5世帯(33.3%)</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>17世帯</td> <td>11世帯(64.7%)</td> </tr> </tbody> </table>							対象世帯数	自立世帯数	平成13年度	18世帯	7世帯(38.9%)	平成14年度	15世帯	5世帯(33.3%)	平成15年度	17世帯	11世帯(64.7%)	(社会面) 人口回復に伴う高齢者の増加など、今後とも被保護人員及び被保護世帯数は増加傾向が続くものと考えられる。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>人員</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年度</td> <td>455人</td> <td>407世帯</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>682人</td> <td>601世帯</td> </tr> </tbody> </table>		人員	世帯数	平成11年度	455人	407世帯	平成16年度	682人	601世帯
	対象世帯数	自立世帯数																									
平成13年度	18世帯	7世帯(38.9%)																									
平成14年度	15世帯	5世帯(33.3%)																									
平成15年度	17世帯	11世帯(64.7%)																									
	人員	世帯数																									
平成11年度	455人	407世帯																									
平成16年度	682人	601世帯																									
[課題] 稼働年齢層の被保護世帯に対する自立支援の仕組みの構築 相談体制の整備など福祉事務所の機能強化 就労支援などホームレスへの的確な対応						(経済面) 長引く景気低迷により、雇用不安があり失業者が相当数いると考えられる。 (法制度) 平成16年度生活保護基準の改定により、一般生活費認定基準の第一類・第二類とも一律0.2%引き下げ 老齢加算の段階的廃止 三位一体の改革による生活保護給付の国庫負担比率の引き下げの検討 (民間の動向) 近年の雇用・経済状況を反映し、特に都市部においてホームレスが増加しており、宿泊所も増加している。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年度</td> <td>27カ所</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>170カ所</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊所数	平成11年度	27カ所	平成16年度	170カ所															
	宿泊所数																										
平成11年度	27カ所																										
平成16年度	170カ所																										
(その他)						1 保護開始世帯数が増加しているにもかかわらず、保護廃止世帯数は、ほぼ変化がない状況であることと、母子世帯やその他世帯といった稼働能力のある者を多く含む世帯が増加していることから、雇用情勢の改善を踏まえ、自立・就労支援等により保護廃止に向けた取り組みを進める。 2 ホームレスに対しては、都区共同事業である自立支援事業を活用し、要保護者の自立支援に向けた的確な対応を図る。 3 生活援護者自立支援事業により、窓口就労支援相談員を配置し、被保護者の自立助長を図る。																					

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

【施策分野：生活衛生】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費
思いやりのある安心できるまち 生活衛生	環境衛生	公衆浴場の確保	確保	各種経費補助 設備費補助 燃料費補助 施設改善投資金利子補助 公設民営浴場の維持管理	2 浴場	22,189千円 4,178千円
	食品衛生					
	衛生生活環境	進捗状況の説明 [成果] 環境衛生では、小規模給水施設の水質検査について勧奨しており、受検数及び受検率が増加傾向にある。 (勧奨水質検査 H12 15 受検数 190 386件 受検率 11.5 16.5%) 食品衛生では、食の安心安全の取組として、夏季一斉監視等により違反や不良食品の排除に努めた。 (違反又は不良食品等の調査状況 H12 15 140 188件 34%増) 公衆浴場対策については、廃業に歯止めがかかっている。 参考 特別区の減少(H10 H14) 1,248 1,055 18%減 中央区の減少(H10 H14) 14 13 7%減				
	医事薬事	[課題] 区民の食生活の安全や健康を守るため、食品衛生関係施設や環境衛生関係施設、医療関係施設の衛生水準等の維持向上が求められている。 特に近年は、BSE(牛海綿状脳症)の発生や食品の偽装表示など食の安全を脅かす事件が相次ぎ、区民に不安や不信感を与えているため、食品衛生関係施設の監視指導を強化するとともに、適切な情報提供を区民に行っていくことが重要である。 公衆浴場等におけるレジオネラ属菌やマンション等のシックハウス症候群による健康被害も懸念されており、安全で快適な生活環境を確保できるよう、環境衛生関係施設の監視指導や相談体制の充実を図ることが必要である。 犬や猫などペットの増加に伴い、一部でマナーが守れないことや飼い主のいない猫の問題等が地域で起きている。このため、こうした問題の解決を図るため、区民や区内獣医師、動物愛護団体等の参加を得て、人と動物とが共生できる快適な地域環境づくりの方向性について検討していくことが必要である。 公衆浴場については、利用者の減少傾向に歯止めがかからず、経営者の高齢化に伴い後継者難などの問題がある。				
試験実査	今後の施策の方向性と取り組むべき事業					
対公衆浴場	1 環境衛生の向上 ビル・マンションの飲料水の安全を確保するため、小規模給水施設に対して水質検査の実施を促進するとともに、ホルムアルデヒドなどの化学物質による健康被害を防止するため居住環境対策についても取り組んでいく。 2 食品衛生の向上 違反食品等の流通がないよう監視指導を強化するとともに、遺伝子組み換え食品やアレルギー物質を含む食品などの表示について監視を強化していく。 3 動物愛護の推進 人と動物との共生社会の実現をめざしていく。 犬猫の飼い主のマナーの向上を図っていく。 地域住民、関連団体等の幅広い参画により、行政との協働体制のもとで、課題解決を図っていく。 4 公衆浴場対策の充実 公衆浴場の経営安定化に向けて、経営者に自助努力を求めるとともにコミュニティの場を確保する意味から、各種補助により側面支援する。					

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 児童・青少年 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化	
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費	
思いやりのある安心できるまち	児童・青少年	保育・育成環境の充実	保育園の新設			1園 八丁堀保育園	160,800千円
			保育園の改築	3園	1園 月島保育園	1園 勝どき保育園 (設計・工事) 勝どき西保育園	「子ども家庭支援センターの設置」 に含まれる
			保育内容の充実	充実	・産休明け保育 ・延長保育 ・保育園入所定員の見直し ・11時間開所の実施 ・病後児保育事業の実施 ・家庭福祉員制度の実施	保育内容の充実	41,702千円
			子育て支援事業の充実	充実	・緊急一時保育 ・障害児保育 ・子育て相談 ・体験保育 ・地域交流事業 ・乳幼児クラブ ・ファミリー・サポート・センター事業 ・新生児家庭ホムヘルサービス事業	子育て支援事業の充実	12,803千円
			子ども家庭支援センター (仮称)の設置			1センター	74,710千円 「保育園の改築」及び公営住宅の整備を含む
			認証保育所に対する助成			9カ所	171,753千円
			児童館の改築	1館		(設計・工事)	
			学童クラブの充実	充実	・対象児童の拡大 ・定員の拡大 ・指導時間延長	学童クラブの充実	
			児童館運営への子どもの参画		・児童館での子ども参画の推進 ・参画事業の検討・実施	・児童館での子ども参画の推進 ・参画事業の検討・実施	142千円
			進捗状況の説明 [成果] 公設民営方式による八丁堀保育園の新設や認証保育所(区内3カ所)の誘致などにより、多様化する保育ニーズへ対応するとともに、保育園待機児童の解消を図った。 子育て交流サロン「あかちゃん天国」の開設により、育児に関して悩んでいる子育て家庭に対する支援を行った。 [課題] 増加する保育園・学童クラブの待機児への対応 多様化する保育ニーズへの対応 子育て支援事業の充実 小学校の教室等を活用して実施する「子どもの居場所づくり」事業と学童クラブ事業のあり方検討				
						<p>(社会面) 人口回復と共働きの増加等による保育ニーズの高まりと待機児童の増加 核家族化や女性の社会進出の進行及び地域コミュニティの変化による家族や地域の養育力の低下</p> <p>(法制度) 育児・介護休業法 ・働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境の整備を促す。 ・事業主に対し不利益取り扱いの禁止などを義務づける。 規制改革(「構造改革特別区域(特区)」の認定 ・関連認定特区、幼保一体化推進関連特区 ・児童館への民間・NPOの運営 次世代育成支援対策推進法 ・自治体や事業主等に行動計画の策定を義務づける。 改正児童福祉法 ・区市町村における子育て支援事業の実施を法定化する。 ・待機児童が多い自治体に保育計画の策定を義務づける。 その他 ・国における公立保育所負担金の一般財源化 ・区市町村における公設民営化の進行(公立保育所の運営委託にかかわる主体制限の撤廃。保育所を含む公の施設の管理に関する指定管理者制度の創設) ・都における民間社会福祉施設サービス推進費補助金の再構築 ・国における幼保一体化総合施設の検討 子どもたちの健やかな育成をめざし、家庭、地域、学校がそれぞれの教育力を結集していけるような環境づくりを行うため、平成16年2月文部科学省では、「子どもの居場所づくり新プラン」を掲げ「地域子ども教室推進事業」の実施に向けた支援を行っている。 平成16年4月「東京都青少年の健全な育成に関する条例」が改正され青少年に対する大人の義務が明確化された。</p> <p>今後の施策の方向性と取り組むべき事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 人口増に対応したサービスの量の確保と質の向上を図る。 サービス量の確保 ・晴海児童館の新設 ・学童クラブの増設 ・認証保育所の誘致 ・大規模再開発事業における保育園の設置促進 多様なニーズへの対応 ・保育内容の充実 ・第三者評価の導入 子育ての不安を解消し、安心して、産み育てることができるよう、相談の充実や区民、NPO、ボランティアなど地域の担い手との連携・協力を図るネットワークを検討する。 子育て家庭支援センター(仮称)の整備 子どもへの虐待防止(児童虐待防止関係機関情報ネットワーク) 福祉、保健、教育など関連施策の総合化を図る。 幼保一元化施設の検討 子どもの居場所づくりと児童館のあり方の検討 ・子どもの居場所づくり事業と学童クラブ事業の役割を整理し、今後の展開を考えていく。 ・乳幼児や中高生など、幅広く利用される児童館のあり方を検討する。 	

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 福祉まちづくり 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化		
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画		16年度 事業費	
思いやりのある安心できるまち	福祉のまちづくり	人にやさしいまちづくり					<p>(社会面) 急速な高齢化社会の進行は、平成19年度末には高齢化率が19.2%と推計され(「東京都高齢者保健福祉計画」平成15年3月)、高齢化社会に対応できるバリアフリー社会の構築が急がれている。 高齢化の進行に伴い、65歳以上の身体障害者手帳の取得者が全体の46.6%を占めている。 大規模プロジェクトが進められ、共同住宅や周辺道路等のバリアフリー化が実施されている。</p> <p>(法制度) 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」の一部改正(平成15年4月)に伴い、特定建築物の範囲が、不特定でなくとも多数の者が利用する学校、事務所、共同住宅などに拡大されるとともに、老人ホームや病院などの特別特定建築物に対しては、利用円滑化基準に適合することが義務づけられた。 東京都は「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」を平成15年12月に制定し、対象建築物の追加や対象建築物の規模の引下げ、整備基準の強化を図った。 東京都は、福祉のまちづくりを積極的に推進するため、「バリアフリー化緊急整備事業」として「福祉のまちづくり地域支援事業」ほか3事業を、5カ年にわたる補助事業として実施している。</p> <p>(民間の動向) 「ハートビル法」の対象拡大により、特定建築物のバリアフリー化が行われている。 高齢者、心身障害者等が目的地まで安全に身体的負担の少ない方法で移動できるようノンステップバス等交通車両の切り替え、駅舎等の整備などが行われている。</p>	
		福祉のまちづくり	「福祉のこころ」の育成の推進					
	ふれあいの実機							
	支援体制の整備							
進捗状況の説明						今後の施策の方向性と取り組むべき事業		
<p>[成果] 推進体制の整備については、「福祉のまちづくり実施連絡会議」により市内の連携強化を図るとともに、障害者団体との代表者懇談会を年2回開催し、意見交換を行った。 福祉のまちづくり普及推進については、「区内バリアフリーガイド」や「人にやさしい道づくり実施マニュアル」の発行をするとともに、手話講習会を開催した。 バリアフリー化の推進では、歩道の改良工事や公園の整備、公衆トイレの改修などを行った。</p> <p>[課題] 「東京都福祉のまちづくり条例」の届出対象ではない、小規模建築物や同条例の施行前に建築された既存建築物についても、ハード・ソフト面からバリアフリー化を進めていく必要がある。 福祉のまちづくりについて、多様な区民の視点を反映するとともに、多くの区民に身近な問題として認識してもらえるように、福祉のまちづくりへの区民参加の仕組みを構築していくことが求められている。 公共施設周辺及びこれらをつなぐ主要な道路、主要な商店街などのバリアフリー化は、点的整備ではなく、面的に整備していくことが必要である。</p>						<p>「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」では移動円滑化のために必要な構造及び設備に関する基準が設けられたことから、基準達成に向けた整備を進めていく。 だれもが安心して生活することができる福祉環境づくりをソフト・ハード両面から全庁的に推進するため、「中央区福祉のまちづくり実施方針」を策定する。なお、区施設の改修にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れられている「東京都福祉のまちづくり条例」の整備基準の達成を基本としつつ、施設の特성에応じて民間建築のモデルとなるように、同条例の誘導基準を達成するなど、より水準の高い整備を進めていく。</p>		

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 男女共同参画 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費
思いやりのある安心できるまち	のあらゆる分野へ男女共同参画へ	男女共同参画情報誌等の発行	充実	定期年3回発行 各3000部	男女共同参画情報誌等の発行	3,943千円
		女性史の編さん			H16.17 編さん委員会設置 資料収集 聞き書き H18 発行	5,226千円
		「ブーケ21」講演会等の開催	充実	講演会 年1回 講座 年3回 セミナー 年1回	男女共同参画講演会等の開催	4,336千円
		ブーケ祭りの開催	1回	年 1回 開催 2日	ブーケ祭りの開催	1,318千円
	の男女平等意識社会改革現	男女共同参画に関する情報の発信	充実	・男女共同参画情報の収集・発信 ・インターネットホームページの情報の充実	・男女共同参画情報の収集・発信 ・インターネットホームページの情報の充実	
		「ブーケ21」区民スタッフ養成講座			講座の開催 全15回	3,035千円
		女性の海外研修		完了(15年度)		
		進捗状況の説明				
働く男女の両立の職業生活と家庭条件整備的責	<p>[成果]</p> <p>中央区男女共同参画行動計画策定 男女共同参画情報誌「Bouquet」を43号まで発行し、窓口および関係機関に配付 16年度に新たに「Bouquet」特集号として85000部を発行し、新聞折り込みにより、区内全戸(82000部)に配付 啓発パンフレット11誌を発行 男女共同参画推進委員会の設置 ブーケ祭り参加団体および来場者の増加 女性史編さん委員会設置 女性センター「ブーケ21」の機能強化 (民間人登用による館長の設置・総務部総務課女性施策推進係の移転・「ブーケ21」区民スタッフ養成講座の開始)</p> <p>[課題]</p> <p>女性施設から男女共同参画施設としての周知 事業に対して男性参加の増加を図る</p>					
	<p>今後の施策の方向性と取り組むべき事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 女性の参画促進 中央区女性ネットワークの設立と活動の支援 「ブーケ21」区民スタッフ養成講座の実施と修了者の活用 男女平等の意識の普及 女性センターの機能強化 男女共同参画情報誌「Bouquet」発行と内容の充実と特集号発行 女性史編さん委員会の設置と女性史の編さん 家庭や地域における男女共同参画を図るため、男性に向けた講座の実施 男女が共にいきいきと働くことのできる環境をつくる セクシュアル・ハラスメントに関する意識の啓発と相談業務の充実 関係機関と連携をとりながら、男女雇用機会の均等など、企業に向けた情報提供と意識啓発を図る 生涯にわたり健康な心とからだをつくる 女性が自己の立場に立って、心身の健康管理ができるための意識の啓発と情報提供 ドメスティック・バイオレンスについての意識啓発と相談業務の充実 					

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 住宅・住環境 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費
うるおいのある安全で快適なまち 住宅・住環境	住まいづくり の推進	区立・区営住宅の供給	区立住宅 318戸	完了 (H12)		
		公営住宅の整備			H16: 設計 H17・18: 工事	
		借上住宅の供給	100戸	48戸 (月島二丁目まちづくり 支援用施設)	H17: 25戸 (高齢者住宅)	
	住環境整備 の推進	住宅建設・購入資金融資 の拡充	拡充	・融資枠10億円 ・貸付限度額 一般2500万円 特別3000万円 ・利子補給率1%	対象者を区民および区内に 二親等以内の親族を有する 者に限定	45,689千円
		分譲マンションの良好な 維持・管理支援	支援	・修繕工事保証料助成 ・計画修繕調査費助成 ・管理セミナー開催 ・分譲マンション管理相談 ・分譲マンション管理組合 交流会 ・分譲マンション情報誌の 発行	充実事業 ・分譲マンションアドバイ ザー制度利用助成 ・マンション台帳の電子化 および実態調査 (H16)	12,045千円
		高齢者向け民間賃貸住宅 の整備誘導		・高齢者向け優良賃貸住宅 供給計画策定費助成 ・バリアフリーリフォーム 工事費助成	・高齢者向け民間賃貸住宅 の整備誘導	43,696千円
	定住 住まいの 支援の 維持と 促進					
福祉 住宅 施策と 連携 した	進捗状況の説明 [成果] 区立住宅の供給 318戸 (京橋プラザ住宅208戸、晴海アーバンプラザ110戸) 借上住宅の供給 48戸 (月島二丁目まちづくり支援用施設) 高齢者向け優良賃貸住宅 14戸 (平成17年度完成予定) [課題] 区民住宅の直接供給中心の住宅施策から民間を活用した施策への転換 人口回復傾向を踏まえた施策の再構築 住宅建設・購入資金融資制度のあり方についての検討 居住形態の主流となっている分譲マンションの良好な維持・管理支援を効果的に進めるための実態 の把握 高齢者向け優良賃貸住宅入居者応募状況(H16)を見て今後の高齢者向け住宅の確保への取組を検討					
	今後の施策の方向性と取り組むべき事業 ・人口回復動向を踏まえ、量の確保から「個性豊かで質の高い都心生活の 創造」への転換を図るため、以下のような取組を行う。 都有地を活用し、区営勝どき一丁目第二アパート(24戸)および区営月島 三丁目アパート(15戸)の建替えを含め、区営住宅70戸を整備する。また、 世帯の単身化や高齢化に対応するため、区営住宅の一部を単身世帯用 として供給する。 分譲マンションの区分所有者や管理組合の自助努力を基本としながら、 既存の施策や建替え等の相談体制の充実を図り、個々のマンションの 特性を踏まえた支援を行う。 高齢者向け住宅の整備については、区が直接供給する方式を見直し、今 後は民間活用による良質な賃貸住宅の整備誘導を図りながら、高齢者が 安心して暮らせる住環境づくりを推進する。 災害に強い住宅・住環境づくりを進めるために、住宅の耐震性向上に 対する支援策について検討する。 区立・区営住宅の管理・運営につき、業務委託を検討する。					

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 公園・緑地・水辺 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化	
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費	
うるおいのある安全で快適なまち	公園・緑地・水辺	公園の整備	公園の新設	6,250㎡ 前期 6,250	6公園 16,826㎡ 石川島一部 晴海第一～三 湊 新川拡張	7,000㎡ 石川島拡張 5,500 1,500	
		身近な緑の充実	公園の改修	18公園 前期9 後期9	6公園 京橋 千代橋 浜町 楓川新富橋 月島第一児童 楓川宝橋	3公園 桜川 あかつき 久松児童	121,022千円
		水と緑のネットワークの形成	児童遊園の新設	4遊園 前期4	1遊園 月島駅前 完了(14年度) (晴海一、二は公園で整備)		
			児童遊園の改修	17遊園 前期7 後期10	3遊園 小網町 桜橋南西 勝どき二丁目	3遊園 新金橋 高橋北東 佃	8,844千円
		緑化思想の普及・啓発	シンボル公園づくり	3公園 前期2 後期1	1公園 月島第一児童 公園の改修に統合 (16年度)		
			ディキャンプ場の設置	1箇所 前期1	1箇所 浜町公園 完了(13年度)		
		水質の保全と浄化の促進	緑地帯の新設	1箇所 前期1	未着手		
			緑地帯の改修	17箇所 前期9 後期8	4箇所 中央市場通り(銀座側) (築地側) 新富橋 清澄通り(勝どき)	1箇所 亀島橋	
		防災対策の充実	みどりの散歩道の整備	1773.2m 前848 後925.2	浜町 181m 一時完了(13年度)		
			朝潮運河の活用	調査・検討	調査・検討 護岸環境整備構想の策定	都区間調整	
親水空間の整備	進捗状況の説明						
臨海地域の整備	[成果] 公園の新設、児童遊園の新設により公園等の面積が増加した。 公園の改修、児童遊園の改修等リニューアルにより、明るく使いやすい公園・児童遊園になり、利用者が増加した。また、ディキャンプ場は各地区1箇所ずつ整備し利用者も増加した。 朝潮運河護岸環境整備構想を策定した。(平成15年度)						
		[課題] 用地買収による新たな公園・児童遊園用地の確保は難しいことから、再開発等による公共施設の設置等により公園等の面積増加を図らなければならない。 都と連携した護岸整備の早期実現化を推進していく。朝潮運河等の水辺の利用や水上交通など水面活用の方策の検討を行う。					
						<p>(社会面) 人口の増加に伴い、公園などに遊具の設置を求める声が多くなった。特に25才～44才が増加しており、幼児層の増加が今後も見込まれる。犯罪が増加、多様化してきており、安心・安全な公園整備が求められている。また、本区において生活安全条例の制定を予定している。ヒートアイランド現象による都市環境の悪化を緩和するため、水面や緑の確保が求められている。</p> <p>(法制度) 都市再生、地域再生方策など規制緩和の動き 景観緑三法や社会資本整備重点計画法の制定、改正海岸法施行 東京湾沿岸海岸保全基本計画(平成16年度)策定予定 都市公園法改正による立体公園、借地公園制度の創設</p> <p>(民間の動向) 草花植えつけをはじめ、社会奉仕活動を行いたいと思う住民・企業が増えている。 大規模な開発が具体化してきている。(晴海二、三、勝どき六他)</p> <p>(その他) 公園に求める区民のニーズが多様化している。 例：幼児、児童、中高生など、年齢層ごとの遊具の設置 キャッチボール場、サッカー場、ドッグランなど</p>	
						今後の施策の方向性と取り組むべき事業	
						<p>中央区緑の基本計画に沿って、以下の方向性により事業を推進する。</p> <p>1 公園・児童遊園等の量的拡大を図る 隅田川のテラス整備にあわせ、公園の拡張を図る。 晴海沖出し護岸の整備に際し、春海橋公園と一体性のある公園や緑道などの整備を促進する。 開発行為に伴う公共施設の整備において公園・児童遊園、緑道や緑地帯等の新設、拡張を図る。 遊休地を積極的に活用し、公園・児童遊園、緑道や緑地帯等の新設、拡張を図る。</p> <p>2 公園・児童遊園等の改修にあたっては、区民のニーズに対応するとともに、風格あるまちづくりを目指し質的向上を図る 老朽化した施設や死角が多い公園・児童遊園の改修、改善を行う。 幼児数が増加している地域や今後増加が見込まれる地域について将来の需要を見極めた上で幼児用遊具の設置を進める。 年齢層ごとや地域のニーズに即した施設の配置を検討する。</p> <p>3 緑の普及、啓発に努める ボランティアの活動を支援するしくみを整備する。 屋上緑化等、民間による緑の創出を支援するとともに、遊休地の積極的な緑化を行う。</p> <p>4 その他 イベント等の会場に公園の一部やテラス護岸を開放するなど、にぎわいを創出し、観光振興を図る。 都区の分担(都：耐震護岸新設、区：環境、利用に配慮した上部修景)のもと朝潮運河の整備を進める。 水上交通の可能性、水域の活用方策及び水門外の護岸整備について、都の構想や規制緩和の動向を見据えながら検討していく。</p>	

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 消費生活 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化	
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費	
住みやすい環境づくり	消費生活	「かしこい消費者」の育成	生活関連店舗の確保	1ヶ所	1ヶ所		
						今後の施策の方向性と取り組むべき事業	
						自己責任に基づいて自主的・合理的に行動できる 「かしこい消費者」の育成を図る。	
						本区が、金融広報中央委員会（日銀情報サービス局内）から平成16・17年度の2年間にわたり、「金融学習特別推進地区」の委嘱を受けたことを契機に、区民の金融に関する学習機会の充実を図る。	
		進捗状況の説明					
		<p>[成果]</p> <p>消費生活講座等を実施し、知識取得の促進を図り、啓発資料等により幅広く情報を提供したことで、消費者相談窓口の存在及び役割が広く認識された。 相談員の助言・指導により、相談者の不安感を払拭するとともに、問題解決及び被害防止に寄与している。 日常生活に必要な生鮮食品等を供給する店舗を支援することで、区民生活の利便性に寄与している。</p> <p>[課題]</p> <p>自己責任に基づいて、自主的・合理的に行動できる「かしこい消費者」の育成を目標に、適切な情報を消費者に提供するとともに、相談件数の急増、複雑・多様化する消費者被害に対応するための相談体制の充実が求められている。 生活関連店舗の維持やお買得デー事業支援の継続については、利便性の確保だけでなく消費者のニーズに応えていく必要がある。</p>					

消費生活の安定

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 環境保全 - 省資源・省エネルギーへの取り組み、都市型・生活型公害の抑制、自然環境の保全・創出】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費
つるおいのある安全で快適なまち 環境保全	省資源への取り組み 省エネルギー	普及・啓発活動の推進		環境家計簿モニターの集計 環境パル展・環境作品コンクールの実施 こどもエコクラブの支援	同左 及び 環境学習リーダーの活用による こどもエコクラブの充実	2,935千円
		ISO14001認証取得の促進		環境マネジメントシステムの運用 事業者の認証取得促進	認証取得支援策の充実	1,306千円
		地球温暖化対策の推進		講演会の開催 啓発パンフレットの作成	同 左	81千円
		低公害車の普及促進		区民・事業者への利用促進 庁有車への低公害車導入	同 左	47,285千円
	都市型・生活型 公害の抑制	ダイオキシン類の測定と 発生源対策		土壌の測定 測定箇所：区内4公園	同 左	1,134千円
		大気汚染常時測定		大気汚染物質の常時測定 測定箇所：1地点	同 左	6,651千円
		河川水質浄化対策の推進		水質、水生生物調査	水質調査	1,984千円
	自然環境の 保全・創出	進捗状況の説明 [成果] 環境分野における普及啓発の進展とともに、住民・企業等の環境への関心が年々高まっており、自主的な活動のほか、積極的に行政と連携・協力を図り環境改善に取り組むなど、環境問題に関する意識の向上がみられる。 区内ISO14001認証取得企業数は、平成15年の約150社から平成16年は約180社(日本適合性協会登録数)へと増加し、区内企業における環境負荷低減に向けた取り組みが進んでいる。 各種汚染物質の環境基準適合率が上昇し、一定の改善が図られつつある。 緑地帯の整備や民間緑化など、緑の保持に対する取組は徐々に進んでいる。				
		環境美化の 推進	[課題] 快適で豊かな自然・生活環境を創出するためには、区単独での取り組みには限界があり、国や都との連携はもとより、住民・事業者等と協力して足元からの行動を着実に実践して行かねばならない。そのため、測定データ等の情報を広報紙やインターネット等で公表し、誰でも気軽に情報を入手(情報の共有化)できるようにして共通の認識を持つとともに環境施策に積極的に参加する仕組みを創ることが必要である。 環境保全の普及啓発事業は多様であり、その事業効果についての検証が求められている。「環境家計簿」については、平成14年度・15年度において実施したモニターの結果を踏まえて、今後の活用方法を検討する必要がある。 区内企業におけるISO14001認証取得をより一層促進するため、効果的な施策を講じる必要がある。 平成12年度に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、区の事務事業における温室効果ガスの削減に取り組んできたが、5年間の計画期間が終了するため、新たに見直しを行い改定する。とくに、削減目標については、現状及び取り組みの成果を分析し、目標数値を精査する必要がある。 都市の開発に伴い、複数の建物が原因となるテレビ受信複合障害が頻出している現状においては、受信相談・調査等による「テレビ受信複合障害対策」による対応では、課題の抜本的解決には至らない。現在、最も有効であると考えられる「CATV」の導入に向けた早急な取り組みが必要である。			
	今後の施策の方向性と取り組むべき事業 私達一人ひとりの行動が地域環境、ひいては地球環境に影響を及ぼしていることを自覚し、良好な地球環境と地球資源を次世代に引き継ぎ、負の遺産を残さぬよう区民、事業者、行政自らがそれぞれの役割のもとで行動(実践)する状況を創出する。 1 NGO、NPO等を育成するとともに交流の場を設けて意見等を行政に反映する。 2 世代を越えた環境学習をあらゆる機会を捉えて横断的に推進する。 3 庁内はもとより国、東京都等との連携を強化し、うるおいと安らぎのある都市環境を創出する。 4 大気・水質等の測定データやECO情報等を蓄積し、積極的に活用して、区民、企業との協働による環境問題への取り組みを推進する。					

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 環境保全 - 環境美化の推進 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費
つるおいのある安全で快適なまち 環境保全	省資源への取り組み	まちのクリーン作戦の展開		クリーンデー年1回清掃実施団体の助成	クリーンデー年1回清掃実施団体の助成	7,936千円
	都市型の公害抑制型	クリーン・リサイクル意識の普及・啓発		クリーン・リサイクルキャンペーンの実施(年3回) 宣言普及印刷物の発行	クリーン・リサイクルキャンペーンの実施 宣言普及印刷物の発行	439千円
	自然環境の保全・創出	歩きタバコ・ポイ捨て防止施策の推進		平成16年3月条例制定	条例施行記念スタンプの実施(16年度のみ) 職員による街頭キャンペーン実施(16年度のみ) 歩きタバコ・ポイ捨て防止キャンペーンの実施 街頭パトロールの実施 広報・宣伝活動	29,771千円
	環境美化の推進	進捗状況の説明 [成果] 平成3年に開始したクリーンデーも区民の間に定着し、近年は企業の参加も増加傾向にあるなど、環境美化に対する関心は着実に高まってきているといえる。その一方で、近年問題化してきた歩きタバコについては、従来の啓発活動だけでは即効的な抑止策にはなりにくくなっている。歩きタバコ等の規制を求める区民等の声も高まり(区長への手紙の件数増など)、16年3月に歩きタバコ及びポイ捨てをなくす条例を制定し6月から規制策を展開している。 [課題] 条例に基づく規制策は、また緒に就いたばかりであり、効果的な運用をしていくためには規制現場の状況や区民等の声に配慮しつつ事業について検証を重ねていく必要がある。区が助成する地域クリーン推進実践団体もここ数年は34団体で推移しており、横ばい傾向となっているが、今後は自主的に地域のクリーン活動に取り組む団体の育成をはかり、ボランティア清掃活動の輪を広げていくことが求められる。クリーンデーについては、これまでの5月30日(ごみゼロの日)を中心とした年1回の実施のほか、地域が自主的に清掃活動に取り組む日程の設定など、定期的な活動の機会を増やしていくよう働きかけをする必要がある。				
						(社会面) 区民等の間に、自らの力で環境美化を推進していこうとする気運が高まっている。高度に業務地化された本区では、昼間人口も多く、歩きタバコ・ポイ捨ての大きな原因となっている。特に近年は大型の事業用建築物の建設や交通網の整備などにより来街者が増加しており、歩きタバコ等の対策が急務となっている。 (法制度) 国、都は現在歩きタバコ・ポイ捨てを直接規制する法規を整備しておらず、対策は区市町村の政策にゆだねられている。本区は、規制を求める区民等の声を背景に条例を制定した。 (民間の動向) 歩きタバコ・ポイ捨ての防止については企業、団体等の関心も高く区が行うPRにも積極的に協力する傾向が見られる(区が作成した印刷物の配布要請など)。
						今後の施策の方向性と取り組むべき事業 1 歩きタバコ・ポイ捨て抑止のために、以下の事項を検討しつつ、今後もパトロールを継続的に実施していかなければならない。パトロール人員や回数などを状況に応じて充実させていく。規制とあわせて区民・在勤者への啓発を行っていく。企業等事業所との連携を強め条例の周知・徹底にむけた施策を進めていく(本区が商業、業務地域であり区外からの通勤者が極めて多いという地域特性を考慮)。 2 従来は平成10年12月のクリーン・リサイクル中央区宣言に基づく歩きタバコ防止施策として街頭キャンペーン等の啓発を行ってきたが、平成16年3月に条例を制定したことにより、歩きタバコ及びポイ捨て防止施策については、条例に基づく規制を核とし、あわせて啓発事業を進めていく方向性を定めた。事業の目的の明確化と合理的な事業運営をはかるため従来の「クリーン・リサイクル意識の普及啓発」事業は、「歩きタバコ及びポイ捨て防止施策の推進」事業へと統合する。 3 クリーンデーについては、区主催による区内一斉清掃のほかに、地域における自主的な美化活動の機会を創出するため、毎月所定の日をミニクリーンデー(仮称)として広く区民・事業者の参加を募る。

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 資源循環型社会 ごみの発生抑制とリサイクルの意識啓発、リサイクルの推進 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化			
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費			
うるおいのある安全で快適なまち	資源循環型社会	リサイクルの推進	子どもの頃からの普及・啓発		・小学生用ハンドブック作成 ・環境ポスター作成 ・親子見学会(川崎市他) ・環境学習(清掃車の活用) ・紙芝居	・ハンドブック作成 ・環境ポスター作成 ・親子見学会 ・環境学習 ・紙芝居	1,507千円		
			資源循環型清掃事業の普及・啓発		・イベントでの普及・啓発活動 ・ごみと資源の出し方発行 ・普及・啓発用ビデオ作製 ・ごみ会議の開催 ・清掃リサイクルハンドブック作成	・イベントでの普及啓発 ・ごみと資源の出し方 小冊子の発行 ・ごみ会議の開催 ・リサイクルハンドブック作成	1,826千円		
			集団回収の支援	充実	・回収量助成金の支給 ・軍手、ひも、エプロン等を団体活動支援策として支給 ・台車等作業用具の貸付 ・登録団体 139団体 ・回収量 3,727,853kg	・実践団体への助成 ・台車等作業用具の補助・貸付 ・新規登録団体のみ軍手等団体活動支援物資の支給 ・登録団体 145~155団体	39,794千円		
		リサイクルの推進	資源(分別)回収の推進	充実	・区内全域のごみ集積所を活用したびん・缶・古紙の資源回収 ・回収量 5,842,960kg	・ごみ集積所を活用した資源回収の実施及び回収品目の調査	264,544千円		
		リサイクルの推進	拠点回収の充実	充実	・牛乳パック、食品用トレイ 37カ所の公共施設 ・廃食用油、古布、牛乳パック、食品用トレイ、ペットボトル 16カ所の区内全小学校 ・古布1カ所、乾電池5カ所 ・ペットボトル回収協力店168カ所 (平成15年度実績) 回収量 199,347kg	回収量の増大につながるような拠点場所の整備	43,143千円		
		循環型清掃事業の推進	生ごみの再生利用	充実	家庭用生ごみ処理機の購入あっせん	・生ごみの再生利用 ・同左	事業費は各主管課で計上		
		循環型清掃事業の推進	ストックヤードの整備	整備	未着手				
	循環型清掃事業の推進	資源化施設の整備	整備	未着手					
		進捗状況の説明 [成果] H16.4月にリサイクルハウスかざぐるま箱崎町が完成し、区内で2カ所目となるリサイクル施設の整備ができた。パンフレットや冊子、広報紙等でごみの分別や回収方法、資源の有効利用等を呼びかけた結果、ごみの減量、資源回収量の増加につながった。 集団回収の活動団体と回収量が着実に増えていること及び資源分別回収や拠点回収などの行政回収なども、回収品目の拡大や区民のリサイクル意識の向上などにより、それぞれの回収量が増し、事業成果が着実に進んでいる。 [課題] 集積所における資源持ち去り対策。 集団回収や分別回収等の特性を生かしながら、区民にとって利便性のある効率的な収集体制のあり方を検証していく。 ストックヤードや資源化施設については、民間施設で対応しているが、区内での場の確保等を引き続き検討していく。						今後の施策の方向性と取り組むべき事業 1 普及啓発事業は地道ではあるが、今後も区民等にわかりやすく効果的な活動(パンフレットやハンドブック、情報誌等の発行)を継続していく。 2 行政主導型のリサイクル普及啓発事業を見直し、区民や民間、NPO等と協調した事業を展開していく。 清掃リサイクル情報誌「かざぐるま」等の活用 区民から、家庭内でのリサイクルアイデア等を募集するとともに、紙面で紹介し、その中から年に1回大賞等を選び、区民参加型の普及啓発事業をすすめていく。 リサイクルハウスかざぐるまやフリーマーケットの活用 NPO団体等が行うリサイクル教室、フリーマーケット等について支援をすすめていく。 3 資源回収 集団回収・・・地域住民の自主的な資源回収活動で、活動団体や資源回収量は年々増加している。地域コミュニティの活性にも役立つ有益性の高い事業である。今後は団体への支援方法(支給物資、助成金等)について検討を図る。 資源分別回収・・・区内約480カ所のごみ集積所で資源を回収し、集団回収の約2倍の資源を回収している。今後は回収すべき品目の調査と持ち去り行為の防止について対応を進める。 拠点回収・・・区民から回収場所や品目等を増やして欲しいとの要望がある。利便性と回収量の増大につながるような拠点場所の整備に取り組んでいく。 4 生ごみリサイクル 食品循環型リサイクルを実現させた事業である。 今後は本庁舎、保育園、学校以外の施設でも生ごみ回収を図っていく。 5 スtockヤード・資源化施設の整備 現在、ストックヤードや資源化施設については民間施設で対応しているが、費用対効果や設置場所などを含め、整備の方向性や施設の在り方等の検討を進めていく。	

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 資源循環型社会 循環型清掃事業の推進】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費
うるおいのある安全で快適なまち 資源循環型社会	リサイクルの発生抑制と啓発	事業用大規模建築物への排出指導		・廃棄物の排出指導、講習会の開催等、普及啓発物の発行	廃棄物の排出指導、講習会、普及啓発	1,511千円
		清掃車車庫の整備		完了(11年度) 20台分		
		ごみのふれあい収集		・ごみのふれあい収集	ごみのふれあい収集	
		清掃車の広報活動への活用		・広報媒体として清掃車(雇上車含む)を利用する「ポイ捨て禁止条例」	・広報媒体として利用	204千円
		ごみ集積所の適正管理	充実	・防鳥ネットの貸し出し	・防鳥ネットの貸し出し ・ごみ出し時間の周知	451千円
	リサイクルの推進					
	進捗状況の説明 [成果] 事業用大規模建築物における可燃物のリサイクル率が、平成13年度に初めて50%-を越えた。清掃車車庫の整備は11年度に完了し、清掃車の適正かつ迅速な配車が可能となった。ごみのふれあい収集については、区民からの要望に対して、迅速な対応を行い地域に密着した清掃事業を展開している。ごみ集積所の適正管理については、防鳥ネットの貸し出しにより、カラス等からの被害が減少した。また、ごみ出し時間の表示については7月から実施した。 [課題] ごみ減量やリサイクルに対する区民等の意識を一層向上させるためには、区民・事業所・区が一体となった取り組みを推進していくことが求められる。大規模マンション等の増加に伴い、今まで以上に効率的な収集態勢が求められる。民間企業(大規模事業所)から排出される生ごみのリサイクル指導。(紙類等は指導の成果がある。)					
	循環型清掃事業の推進					
						(社会面) 「大量生産・大量消費・大量廃棄」といった社会経済システムが、地球環境(温暖化や汚染)を破壊、悪化させてきた。最終処分場(埋立地)が、新海面処分場(480ha)を残すのみとなり、大変ひっ迫した状況下にある。集合住宅等の増加により人口が延び、資源回収や集団回収に協力する区民が増えた。不法投棄問題がたびたび新聞等で取り上げられるたびに、企業側の廃棄物についての関心が高まる。(排出物事業者責任)高齢化が進んでいることで、自分でごみを集積所まで持ち出すことが困難な人の増加が見込まれる。 (経済面) 本区のごみの90%以上が事業系廃棄物である。ごみ排出量は、景気の動向に左右されやすいため、景気回復の兆しがある今日、ごみ量の増加が懸念される。 (法制度) 平成12年6月に廃棄物対策とリサイクル対策を総合的にかつ計画的に推進するための基本的な枠組みを定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定されるとともに個別別法として、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建築リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、グリーン購入法が制定された。(直近:家電リサイクル法/H13.4.1~、資源有効利用促進法(H13)/H15.10.1~自動車リサイクル法/H17.1.1.~) (民間の動向) 廃棄物をごみでなく資源として把握し、積極的にリサイクルするという認識が高まっている。今まで埋め立ててきたプラスチック等の不燃物やペットボトルの再生について民間企業の研究が進んでいる。(燃料化やペットボトルからペットボトルへ) (その他) 銀座や日本橋などの繁華街がありカラス等のエサとなる生ごみ等が多い。
						今後の施策の方向性と取り組むべき事業
						1 廃棄物については、3R(発生抑制、再使用、リサイクル)によるごみ減量を推進し、リサイクルできない廃棄物は適正処理を行うよう事業者へ広く理解してもらおう。特にこれからは、3Rのうち、発生抑制、再使用に重点を置いてごみ減量を進める。 2 高齢者や障害者が安心して健康に暮らせる社会の実現を図る。ごみのふれあい収集を広く周知して利用を促す。 3 まちの環境美化の向上に努める。汚いごみ集積所をきれいに利用してもらうため、職員が清掃を行い、最終的には利用者同士の美化活動へとつなげていく。ごみ出しルールを守らない排出者の調査及び指導を行う。法改正やごみの回収時間の変更があった場合に、ごみ集積所の表示板にチラシを貼ったり、町会等にお知らせして、不法投棄やごみの滞留を防ぐ。

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

【 施策分野 : 道路・交通 - 幹線道路の整備、生活優先の街路整備、災害に強い街路整備 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化
うるおいのある安全で快適なまち 道路・交通	幹線道路の整備	事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度事業費
	生活優先の街路整備	街路環境(シンボルロード)の整備	3路線	1路線 中央市場通り	2路線 八重洲通り、鍛冶橋通り	121,852千円
	災害に強い街路整備	特色ある地域商店街づくり(道路整備)	1路線	3路線 銀座西五番街 松屋通り 銀座ガス灯通り 完了(15年度)		
	交通安全対策の推進	生活道路の整備	3,540m	1,050m 蛸殻町1-29~箱崎町17 銀座1-11~新富1-7 新富1-12~新富1-18 箱崎町18~箱崎町20 月島4-14~月島4-18 人にやさしい歩行環境の整備に統合(15年度)		
	道路円滑化の推進	人にやさしい歩行環境の整備	新設 150m 拡幅 4,470m	新設 520m 拡幅 1,990m 改良 170m	拡幅 2,060m	116,464千円
	公共交通の整備促進	橋りょうの景観整備	3橋	2橋 千代橋 亀島橋 一時完了		
	情報通信基盤の整備促進	橋りょうの架替え	1橋	1橋 亀島橋	(新島橋)	
		電線共同溝の整備	6カ所	3カ所 銀座七・八丁目 築地五丁目 勝どき一・四丁目	2カ所 室町一丁目・本町一丁目 室町二・三丁目・本町二・三丁目 (南北路線)	237,692千円
		進捗状況の説明				
		[成果] 街路環境の基本計画11路線のうち、3路線が平成18年度で完了する。計画路線延長整備率は54.4%である。 人にやさしい歩行環境の整備は、計画路線整備率で54.3%である。 勝どき地区の街路環境、電線共同溝整備に関する住民アンケート調査の結果、環境・基盤整備に対する満足度は両方とも80%を超えている。 [課題] 人にやさしい歩行環境の整備で歩車道の段差解消が、目の不自由な方と車椅子利用の方とで整備方法が相反する。 新島橋の豊海側で交差する環状第2号線が、地下式から地表式へ都市計画変更の予定がある。				
今後の施策の方向性と取り組むべき事業						
1 街路整備 交通バリアフリー法では移動円滑化のために必要な構造及び設備に関する基準が設けられ、歩道では有効幅員2.0m以上を連続して確保することなどが義務付けられているため、幅員2.0m以下の歩道は物理的に可能な限り拡幅を積極的に進める。 また、道路構造令の改正により、ベンチが道路付属物として設置することが可能となったことから、歩行者の需要に応じ、交差点や高齢者等の利用が多い公共施設周辺道路に休憩施設を整備する。 銀座、日本橋など街来者の多い繁華街については、商業振興・観光振興に寄与する道路整備を行う。 2 防災性向上 ノーマライゼーション理念のもと、安全な都市基盤整備のために電線共同溝整備による無電柱化や、橋りょうの架替え及び大規模な補修(橋りょう健全度調査の結果に基づき)を進める。 3 施策共通 「公共工事コスト縮減に関する新行動計画」に基づき、コストの縮減を図り、社会資本整備を着実に進める。 道路や橋りょうなどの更新平準化とコスト縮減をめざす。 地域の環境改善等に考慮した道路整備を行う。						

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

【 施策分野 : 道路・交通 - 交通安全対策の推進、道路交通の円滑化、公共交通の整備促進、情報通信基盤の整備促進 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費
つるおいのある安全で快適なまち 道路・交通	幹線道路の整備	駐車場の整備	2カ所	2カ所 京橋プラザ146台 晴海一丁目36台 一時完了(12年度)		
	生活優先の街路整備	駐輪場の整備	6カ所	4カ所 築地市場駅地下、八丁堀、 月島駅地下、勝どき駅地下	2カ所 (仮称)八丁堀第二 (仮称)茅場町	23,108千円
		放置禁止区域の指定	拡大2カ所 新規指定 4カ所	拡大1カ所 月島駅 新規指定2カ所 築地市場駅、勝どき駅	新規指定1カ所 八丁堀駅	3,754千円
	災害に強い街路整備	歩行者専用橋の整備	1橋	1橋 完了(14年度)		
		バス事業の再編	調査 バスの購入 運行	調査 バスの購入(13年度) 運行 完了(13年度)		
	交通安全対策の推進	違法駐車防止対策		重点地域の指定、指導・ 助言活動 広報・啓発	重点地域の指導・助言活動 広報・啓発	5,907千円
		路面下空洞調査の実施		路面下空洞調査66,180m	路面下空洞調査 60,000m	3,780千円
	道路円滑化の推進					
	公共交通の整備促進					
情報通信基盤の整備促進						
進捗状況の説明 [成果] 基本計画における駐車場2カ所(京橋プラザ、晴海一丁目)の整備を行った。 駐輪場4カ所を整備し、さらに放置禁止区域(拡大1カ所、新規2カ所)を指定した。 歩行者専用橋1橋(朝潮小橋)の整備を行った。 晴海地区の交通利便性を図るため、区が購入したバスを東京都交通局に譲与し、東京駅～晴海間の都営バスとして運行を開始した。(平成13年8月～) 違法駐車防止対策の実施により、重点地域である銀座地区の違法駐車が約20%減少した。 路面下空洞調査の実施により、平成12～15年度に28箇所の空洞を発見し処理を行った。						
[課題] 新川二丁目に計画中の駐車場について、需要や費用対効果等の見地から設置の必要性を再検討する。 茅場町駅及び人形町駅周辺の駐輪場整備について、用地や路上自転車整理場所確保に努める。						
今後の施策の方向性と取り組むべき事業						
1 駐車場整備 新川二丁目の駐車場計画について、地域の駐車場需要や駐車場新設に伴う費用対効果から、設置の必要性を再検討する。						
2 駐輪場の整備・放置禁止区域の指定 人形町駅及び茅場町駅周辺について、用地や路上自転車整理場所確保のための検討及び関係機関協議を行う。駐輪場を整備し、一定の収容台数を確保次第、速やかに放置禁止区域の指定を行う。撤去自転車の保管場所の増設を図るとともに、既存駐輪場の利用率向上を図るため、放置禁止区域指定箇所において、撤去体制の迅速化を検討する。 既設駐輪場の登録台数を向上させるために広報、啓発活動を行う。 鉄道事業者による駐車対策への協力方法を検討、協議する。						
3 原付、自動二輪車の違法駐車対策 民間及び(財)東京都道路整備保全公社の駐車場における受け入れ先の拡充を図る。 既設区営駐車場において原付、自動二輪車駐車スペースへの部分改修を検討する。						
4 路面下空洞調査 区内の対象道路は調査完了したので、今後は計画外事業として実施していく。現在は幅員10m以上の車道を対象としているが、今後は可能な限り、10m未満の車道及び歩道についても実施を検討していく。調査サイクル(現在6年)についても短縮を検討する。						

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

【 施策分野 : 防犯・防災 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化	
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費	
うるおいのある安全で快適なまち	の地域 実防・災 強体化制	防災センターの整備	1カ所	未着手			
		「防災拠点」等の整備	整備 充実	完了(平成14年度)			
		防災拠点運営体制の確立	21拠点	17拠点 (泰明小、銀座中、 城東小、常盤小を除く)	4拠点 (泰明小、銀座中、 城東小、常盤小)	4,910千円	
		保健所の応急救護体制の 整備	充実	完了(平成12年度)			
	ま 災 害 づ に く 強 り く の 安 推 全 進 な	災害時トイレ用地下タンク の設置	3カ所	完了(平成13年度)			
		街頭消火器の再設置	1,110カ所	430カ所	680カ所	17,403千円	
		防災区民組織の育成		運営費助成、資機材倉庫等の 供与、応急手当講習会の実施	同左	17,928千円	
		防災ボランティア(被災 建築物危険度判定員)の 育成支援		判定員の事業参加の把握、判 定員連絡協議会設立、模擬訓 練の実施、判定講習会の開 催、マニュアル策定、資器材 の整備、判定員の拡充	模擬訓練の実施、判定員の 拡充、資器材の整備	355千円	
		事業所防災対策の推進		防災講演会の実施、事業所 防災広報の実施	同左	290千円	
		橋りょうの耐震補強整備	21橋	10橋 新場橋 築地橋 千代橋 三吉橋 弾正橋 祝 橋 新富橋 松幡橋(注1) 新尾張橋 浜前橋(注2)	7橋 亀井橋 高橋 新金橋 宝橋 豊海橋 朝潮橋 西河岸橋	191,100千円	
速 や か な 復 興 の 確 立	建築物耐震診断助成	充実	耐震診断助成、耐震対策促 進PR	同左及び耐震改修実態調査	4,000千円		
	防 犯 体 制	進捗状況の説明 [成果] ・拠点運営体制の確立、区民組織の育成の過程で、地域住民の防災に対する関心が一層高まり、防災意識の 定着が図られつつある。 [課題] 「危機管理」という観点から、これまで行ってきた各種の体制整備を、以下のような観点を踏まえ、 機能するものへと高めていく必要がある。 ・初動の重視、・実践的な取組、・都心の特殊性への配慮 防災拠点運営委員会や防災区民組織の運営については、指導者層の高齢化問題及び新しい住民の組織 への加入が進まないなどの課題がある。 防災センター整備については、設置場所、費用等の課題があり、既存の庁舎等を利用したセンター機能の 充実の方向で進めているものの未着手となっている。					
<p>(社会面) 大地震が発生した場合行政による活動には限界があり、災害発生直後から区民を中心とした活動が行える地域防災体制の確立が求められている。 転入者等の防災区民組織への参加が進まない。 耐火建物等の増加により、区内の延焼危険度が低下している。また、広域避難場所 が見直され地区内残留地区の範囲が拡大した。 情報通信技術の向上により、インターネットなどを利用した災害情報の提供が求め られている。 建築物の高層化に伴い、高層建築物における防災対策の充実が求め られている。 区内の非木造建築物の平成8年から15年までの更新率は5.7%だが、木造建築物は 同期間4.4%と更新が進んでいない。 犯罪件数の増大及び犯罪内容の凶悪化と複雑化により、社会全体で不安が増大し、 防犯対策の全国的な取り組みが進んでいる。</p> <p>(経済面) ・人口増に伴う防災備蓄品等の整備に係る経費の増大。</p> <p>(法制度) 電波法の改正により、地域防災無線で使用している周波数(800MHz帯)の使用期限が 平成23年5月31日までとされ、新たに公共業務用(デジタル通信方式用)の260MHz 帯を利用しなければならない。 東京都火災予防条例の改正により、平成16年10月以降住宅を改築・新築する場合に は住宅用火災報知器の設置が義務づけられた。また、既存住宅についても努力す ることとなった。 東京都震災復興マニュアル(平成15年3月)が策定され、都、区連携による迅速かつ 円滑な都市復興が求められている。 東京都は「東京都安全・安心まちづくり条例」(平成15年10月施行)に基づき、区市町 村との連携による安全・安心まちづくりを推進している。</p> <p>1 自助・共助・公助の相互連携により機能する防災を創り出していく。 (1) 地域防災力の向上 防災区民組織の育成 ・転入者等の加入促進を図り、組織を活性化する。 防災拠点運営体制の確立 ・自主的かつ定期的な運営委員会の開催を促進 ・防災拠点の再配置の検討 (2) 帰宅困難者対策 ・区など行政と地域との話し合いの場を設けていく。 (3) 防災拠点機能の充実 ・防災拠点トイレの整備 - 20カ所 (4) 地域防災無線のデジタル化 - 197局 (5) 災害時における情報通信伝達体制の強化 防災情報システムの整備 庁内LAN及びインターネットの活用について検討する。 (6) 未整備橋11橋及び区管理の歩道橋8橋の健全度調査・整備を継続実施 (7) 木造建築物の不燃化等促進助成 ・月島地区の木造建築物密集地区については、安全で快適な居住空間確保から、個 別建替え、若しくは小規模共同化を進めるために不燃化 (8) 地区内残留地区の拡大に伴い、業務・商業系建築物についても、所有者等による 危険度判定を義務づける。</p> <p>2 防犯対策(生活安全対策)については、平成15年11月に設置した「安全で 安心な区民生活を考える懇談会」における検討を踏まえて、生活安全条例(仮称) を制定し対策を体系的に実施する。 意識啓発・知識の普及・情報提供 安全で安心な体制づくり 不審者が寄りつかない環境づくりと早期発見 子どもを犯罪から守る対策 高齢者・障害者等を犯罪から守る対策 事業者・来街者が安心できるまちづくり 設備面からの対策</p>							

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 地域整備 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費
うるおいのある安全で快適なまち	適正な土地利用の促進	まちづくり協議会の運営	まちづくり協議会の運営(12地区)	・まちづくり協議会の運営(12地区) ・まちづくり推進調査	同左	40,857千円
		交通環境の改善		協議会の設置・運営	16:協議会の運営 荷捌き駐車調査 17:荷捌き社会実験	5,650千円
		再開発等促進区の活用	4地区	4地区(浜町三丁目、勝どき六丁目、勝どき駅前、晴海三丁目)	16:月島一丁目 17:京橋二丁目西、湊二丁目東	
		機能更新型高度利用地区の活用	1地区	完了(平成12年度)		
	良好なまちづくり	街並み誘導型地区計画の活用	1地区	一時完了		
		まちづくり住民組織の支援	まちづくり住民組織への援助の充実	・講師派遣 ・団体活動助成	・講師派遣 ・団体活動助成	1,556千円
		まちづくり支援事業制度(コミュニティ・ファンド方式)の運用	まちづくり支援事業度(コミュニティ・ファンド方式)の推進	・居住継続援助事業 ・地域環境整備活動等援助事業	・居住継続援助事業 ・地域環境整備活動等援助事業	278,382千円
	美しい都市景観の形成	進捗状況の説明				今後の施策の方向性と取り組むべき事業
<p>[成果]</p> <p>まちづくり協議会については開催回数が増加し、活発な協議がされた。(H14:14回 H15:28回)</p> <p>再開発等促進区の活用について、勝どき駅前地区が平成16年4月に都市計画決定された。</p> <p>住宅の量から質の転換を図るため、街並み誘導型地区計画による住宅の容積の割増し率を引き下げた。</p> <p>[課題]</p> <p>東京駅前地区の再整備や地域が持つそれぞれの課題解決に向けた市街地再開発の推進</p> <p>街並み誘導型地区計画の活用についての再検討(佃一丁目)</p> <p>月島地区において路地環境の調和のとれたまちづくりが求められている。</p>				<p>1 区民と協働のまちづくりの推進</p> <p>引き続き区民と区が一体となってまちづくりを推進し、地域の発展につなげていく。</p> <p>2 居住環境の整備</p> <p>地区ごとの特性に応じた多様なまちづくりを推進し、居住環境を整備していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月島地区の路地を生かしたまちづくり ・佃一丁目の地域性を踏まえたまちづくりの検討 <p>3 にぎわいの再生</p> <p>民間事業者とも連携し、にぎわいの再生を行うとともに、日本全体をリードするまちづくりを推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の玄関口としてふさわしい東京駅前地区の顔作り <p>4 築地市場地区周辺のまちづくり</p>		

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 商業振興 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化	
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費	
にぎわいとふれあいのある躍動するまち	個性ある都心商業の形成	特色ある地域商店街づくり	1 商店街	3 商店街	1 商店街 (日本橋八重洲会)	17,486千円	(社会面) 商店の後継者不足による商店街組織の衰退 人口回復による新たな顧客の獲得 (経済面) ・月例経済報告及び本区が独自に実施している景気動向調査においても、景気は回復基調にあるが、業種によってはなお厳しい環境にある。
		共通買物券の発行	共通買物券の発行	共通買物券の発行 (販売用330,000千円・敬老買物券贈呈用33,236千円)		347,305千円	
		商店街美化促進事業補助	維持管理助成29商店街	維持管理助成27商店街	維持管理助成27商店街	16,676千円	
	商業振興					今後の施策の方向性と取り組むべき事業	
	地域商店街の活性化	進捗状況の説明 [成果] 商店街が行う街路灯設置などの施設整備事業や各商店街の特色を活かしたイベント・装飾事業に対し補助を行うことにより、商店街のイメージアップや美観の向上が図られ、来街者・売り上げ増につながっている。 共通買物券の発行は、中小小売店や地域経済の活性化に一定の役割を果たしている。 [課題] 定住人口の回復は進んでいるが、必ずしも地元商店の顧客拡大につながっているとは言えない。これら住民や地域で働く人々を顧客として如何に取り組むかが課題であり、それが活気ある商店街への第一歩である。 さらに地域経済や商店街の振興を図るためには、商店街と地域企業等との連携を深め、地域が主体となって地域の持っている特色を活かした、コミュニティの場としての商店街づくりや、組織づくりが必要である。				厳しい状況にある商店街の振興のためには、商店街による自主・自立的な取組を支援するとともに、多様化する消費者ニーズや消費を取り巻く構造変化に対応した新たな取組を促進していく必要がある。 「商店街振興プラン」を踏まえ、景気動向や利用者の要望に柔軟かつ迅速に対応すべく、庁内各部の連携の強化を図るとともに支援制度を整備する。 東京都「新・元気を出せ商店街事業」を効果的に活用し、区及び商店街の負担軽減を図る。	

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

【 施策分野 : 工業振興 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化		
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費		
にぎわいとふれあいのある躍動するまち	工業振興	共同化・協業化・ 企業融合の促進	ハイテクセンターの整備 支援	1カ所 (12年度整備)			(社会面) インターネットの普及状況は年々増加傾向にある。 経営基盤が弱く資金調達や信用力で劣る。 社会情勢が変化し、雇用や所得環境が厳しい状況である。 (経済面) ・月例経済報告及び本区が独自に実施している景気動向調査においても、景気は回復基調にあるが、業種によってはなお厳しい環境にある。	
		情報化対応・技術力の 向上対策の推進	産業情報化支援	・新分野進出事業支援 ・ネットワーク形成事業支援 ・人材育成事業支援	・新分野進出事業支援 新分野進出事業開発フォーラム (異業種交流会)の開催 高度機器対応研修会 ・ネットワーク形成事業支援 ホームページの開設・運営 O A 普及化セミナー O A 分野別専門セミナー 企業情報データベースの活用 企業ネットワーク化研究会 ・人材育成事業支援 経営セミナー(年10回) 表彰事業 高度技術研修への参加 工場見学会	・新分野進出事業支援 高度機器対応研修会 ハイテクセンター研修会(年10回) ・ネットワーク形成事業支援 ホームページの開設・運営 企業情報データベースの活用 ・人材育成事業支援 経営セミナー(年10回) 表彰事業 高度技術研修への参加 工場見学会 ・産業文化展 出展支援		8,976千円
		伝統工芸・産業の 保存						
		工業団体活性化の 促進						
		今後の施策の方向性と取り組むべき事業						
		進捗状況の説明 [成果] 新分野進出事業支援では、異業種交流会において新たな事業活動と企業交流の「場」を提供できている。 H P の開設・運営経費を助成することで顧客の新規獲得に向けた事業展開の一助となっている。 人材育成事業支援では、経営セミナーにおいて区内中小企業経営者に対し専門的かつ時代に反映した テーマを設定し参加者に好評を得ている。(毎回100人を超える参加がある。) [課題] 現在の異業種交流会は企業の交流の場を提供するにとどまり、目的のネットワーク化が図られていない。 H P の開設・運営・更新等を業者委託している団体が多いため、その経費負担が重い。					本区の地場産業である印刷・製本業の活性化を図るため、サービス業としての側面の強化や工房化など、地場産業としての新しい展開を支援していく必要がある。 現在実施しているハイテクセンター新規事業展開カレッジやそのフォローアップ事業の成果を見つつ、今後も意欲のある事業者の育成を図るなど、ハイテクセンターをより工業振興の拠点となるような活用方法を検討していく。	

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

【 施策分野 : 中小企業振興 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化												
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費												
にぎあいとふれあいのある躍動するまち	中小企業振興	企業活動の活性化・近代化の支援	ITセミナー		ITセミナーの開催 経営ITセミナー年4回 ホームページ作成セミナー年2回	ITセミナーの開催 経営ITセミナー年4回 ホームページ作成セミナー年3回	1,631千円											
			商工業融資制度の拡充	融資制度拡充	・資金融資13種 ・利子補給 ・信用保証料補助	融資制度拡充	2,262,723千円											
			商工関係団体の法人化・活動支援	・育成支援および活動支援 ・商工関係団体の法人化支援	育成および活動支援	・育成支援および活動支援 ・法人化準備 ・法人化	42,357千円											
		広告美術館(仮称)の整備支援	1館	未着手														
		起業家塾の開催		起業家塾の開催 年1回	起業家塾の開催 年1回	1,292千円												
		ベンチャー企業情報の発信		・企業情報の収集 ・企業の育成支援施策の検討	・ベンチャー企業情報の収集・発信 ・ホームページの情報更新	859千円												
		新たな産業の育成	進捗状況の説明				今後の施策の方向性と取り組むべき事業											
	人材の確保・安定	<p>[成果]</p> <p>中小企業のIT化の支援充実。 貸し渋り・貸しはがしに対応した新たな融資制度を創設するなど、区の制度融資の拡充を行い利用しやすくした。 法人化は検討段階、また、活動支援では育成、異業種交流、観光情報発信等各団体の活動の活発化。受講者数72名のうち起業し、また準備中のもの16名。 掲載企業数は239社となっている。</p> <p>[課題]</p> <p>45,000の都内一の事業所数、老舗の多さなどから、新規起業支援へ事業をシフトしづらい。 IT化への初期的対応の役割は果たしているが、営業力の強化につながるネットワーク化や受発注システムの構築などのセミナーの開催。 融資に限らず中小企業の資金調達が円滑化できる仕組みづくりや効果的・効率的な融資制度を検討。</p>				<p>(社会面)</p> <p>インターネットの普及状況は年々増加傾向にある。 経営基盤が弱く資金調達や信用力で劣る。 社会情勢が変化し、雇用や所得環境が厳しい状況である。</p> <p>(経済面)</p> <p>月例経済報告及び本区が独自に実施している景気動向調査においても、景気は回復基調にあるが、業種によってはなお厳しい環境にある。 流通形態の変化 区内景気動向指数(現状判断)DIの推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年2月</th> <th>15年8月</th> <th>16年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家計動向関連</td> <td>38.0</td> <td>57.0</td> <td>62.0</td> </tr> <tr> <td>企業動向関連</td> <td>25.0</td> <td>45.0</td> <td>60.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>創業・ベンチャー支援において、基礎知識の習得、資金の調達、情報の発信を行っているが、本区の創業を誘導していくために場の確保・提供(SOHO・助成など)を進める。</p> <p>中小企業の資金調達について、新たな仕組みや商工業融資の見直しを検討するため、平成16年7月に設置した産学公連携の「地域金融のあり方検討会」において検討する。</p> <p>商工関係団体の財政基盤強化のため、会費収入や事業収入の拡大方法を検討する。特に、会費収入拡大のために会員のメリットや収益性の高い事業の実施を働きかけるとともに、未加入者に対するPRを強化する。また、観光サービス事業の一層の充実を図る。</p> <p>ベンチャー企業の情報を発信しているホームページの掲載内容の更新を速やかに行うとともにリニューアルを目指す。 また、リンク先を増やすなどによりビジネスチャンスにつながる情報を得やすくする。</p>		15年2月	15年8月	16年4月	家計動向関連	38.0	57.0	62.0	企業動向関連	25.0	45.0	60.4
	15年2月	15年8月	16年4月															
家計動向関連	38.0	57.0	62.0															
企業動向関連	25.0	45.0	60.4															

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 勤労者福祉 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化															
にぎあいとふれあいのある躍動するまち 勤労者福祉	生活の安定 労働条件上の改善・向上の 福利厚生の充実	事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費															
		(財)中央区勤労者サービス公社の育成	育成補助	育成補助 (人件費・運営費)	育成補助 (人件費・運営費)	129,601千円															
進捗状況の説明 [成果] 現在、サービス公社で行っている給付、貸付等の生活安定事業、また、健康維持増進事業等はいずれも利用率が高く、公社事業を通じた勤労者の生活安定に寄与している。 指定宿泊施設の利用やバスツアー・ディナークルーズなどのレクリエーション事業への参加者が増えている。 [課題] ・国庫補助の段階的削減に伴い、区の補助についても中長期的に見直ししていく必要がある。						(社会面) ~ 区内事業所の現状 (事業所統計調査より) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">事業所総数</th> <th colspan="2">従業員数</th> </tr> <tr> <th>300人未満</th> <th>300人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年</td> <td>40,743 (都内1位)</td> <td>40,528 (99.5%)</td> <td>215 (0.5%)</td> </tr> <tr> <td>平成13年</td> <td>44,977 (都内1位)</td> <td>44,704 (99.4%)</td> <td>273 (0.6%)</td> </tr> </tbody> </table> 従業員50人未満の事業所が全体の約94%を占めている。 (経済面) ・中小企業に従事している勤労者は、一般に賃金、労働時間、労働環境、衛生管理、福利厚生など、労働条件の面で大企業に比べ格差が認められる状況にある。			事業所総数	従業員数		300人未満	300人以上	平成11年	40,743 (都内1位)	40,528 (99.5%)	215 (0.5%)	平成13年	44,977 (都内1位)	44,704 (99.4%)	273 (0.6%)
	事業所総数	従業員数																			
		300人未満	300人以上																		
平成11年	40,743 (都内1位)	40,528 (99.5%)	215 (0.5%)																		
平成13年	44,977 (都内1位)	44,704 (99.4%)	273 (0.6%)																		
						今後の施策の方向性と取り組むべき事業 サービス公社の事業を通じて、適切な労働環境の確保や従業員の生活の安定を図り、中小企業の振興と地域産業の発展に貢献する。 本区中小企業に役立つインターンシップへの支援等、高等学校・大学校は少ないが、企業は多いという本区の特徴を活かした若年雇用施策の実施。(現在実施中の日本橋繊維問屋街と文化服装学院との産学連携は、将来の従業員または顧客へつながる事業である)															

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

【 施策分野 : 観光 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化	
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">観光</div>	観光行事等の定着・向上	外国語版ガイドマップの発行助成		英語版	・英語版 ・ハングル版 ・中国語版	事業費は、商工関係団体の法人化・活動支援に含まれる。	
		観光情報提供事業助成	運営費助成	画面作成および更新等経費助成	運営費助成	事業費は、商工関係団体の法人化・活動支援に含まれる。	
		東京湾大華火祭の開催	年1回開催	第16回開催(晴海ふ頭)	年1回開催	204,638千円	
今後の施策の方向性と取り組むべき事業							
にぎあいとふれあいのある躍動するまち		基盤整備の推進				<p>庁内各部の連携を強化し、区として総合的な観光振興のための取組を推進する。</p> <p>区民、民間企業など多様な主体との連携を強化し、区を挙げて観光振興を推進する。</p> <p>水辺や河川、緑など観光資源としての活用を探り、いま以上に観光やにぎわいづくりにつなげる。</p> <p>新たな観光客の誘致は、地域経済の活性化やにぎわい・まちづくり、また、雇用を生みだすなど、産業全般へいい影響をもたらす。そのためにも、観光協会の機能の強化に取り組む必要がある。</p> <p>観光資源開発研究会においてだされたアイデアや企画のうち、事業として取り入れられるものは事業化する。また、民間でできるものは積極的にバックアップする。</p>	
						<p>進捗状況の説明</p> <p>[成果] 観光協会のホームページへのアクセス数が確実に増加している。また、外国からのアクセスも増えてきている。 東京湾大華火祭は都心での夏の風物詩として広く定着し、本区のイメージアップにつながっている。また、地域経済への効果も大きい。</p> <p>[課題] 外国人も含めた観光客への人的対応の充実や観光客のニーズを的確に把握し、より集客効果の期待できるガイドマップやホームページを構築する。また、防犯対策の向上や水辺などの活用方法を探り、観光へつなげる。さらに、観光協会の機能強化に向け、問題点の整理、検討を行う。 観光客に安心して観覧してもらうため、安全面での強化が必要であり、そのための新たな財源確保と効率的な運営を図る。また、大規模事業であることから省エネルギー・省資源やごみ減量など、一層の環境負荷の低減を図る。</p>	

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 家庭教育への支援 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費
にぎわいとふれあいのある躍動するまち	家庭教育への支援	家庭教育ネットワーク会議の充実	充実	・ネットワーク会議の開催 ・事業検討委員会(部会)の開催 ・家庭教育活動への支援(講師派遣)	16・ネットワーク会議の開催 16・事業検討委員会の開催 16-18・家庭教育活動への支援(幼・小・中)	1,766千円
		家庭教育支援冊子の発行		完了		
		進捗状況の説明				
		<p>[成果]</p> <p>家庭教育ネットワーク会議は、平成10年度に設置され、全保護者・児童・生徒・教師を対象とした大規模なアンケート調査を実施、報告書をまとめた。また、アンケートを基に家庭教育読本「わが家がいちばん」を11年度に発行。PTA連合会地区別懇談会や家庭教育学級等で活用された。(同年文部科学省による「家庭教育手帳」の発行 16年改訂版の発行)</p> <p>平成13年度より地域における家庭教育への活動支援(講師派遣)を行い、5件(13年度) 9件(14年度) 19件(15年度)と増え、PTAを中心に地域の人にも呼びかけ、児童館や子育て支援団体にも拡大した。福祉部による「子育てガイドブック」の編集に参加し、幼稚園の子育て支援策等の情報収集・提供に取り組んだ。</p> <p>[課題]</p> <p>家庭・地域・学校の連携を実行力を持って担い、地域全体のネットワーク化をめざす組織が必要である。家庭教育への活動支援を幼・小・中PTAを始め児童館や保育園、地域の子育て支援団体へ拡大し、福祉・保健部門との連携を進めながら、家庭教育の学習機会の充実を図る必要がある。また、普段出席できない層(例えば父親や働いている母親等)をどのように取り組み、参加者を増やしていくかが求められている。家庭教育についての情報提供が求められている。</p>				
						<p>(社会面)</p> <p>人口回復による子育て世代や、地域との結びつきの持ちにくいマンションへの入居者の増加、核家族化などにより、地域社会や家庭で子育ての知恵を得る機会が乏しくなっている。意識調査で家庭の教育力の低下が指摘されている。最近の家庭の教育力の低下について そう思う67.2%(平成13年)(国立教育政策研究所「家庭の教育力再生に関する調査研究」)</p> <p>(法制度)</p> <p>今後の家庭教育支援の充実についての懇談会報告「社会の宝として子どもを育てよう」(平成14年7月) 次世代育成支援対策推進法(平成15年7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育ての支援、 ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 <p>家庭教育における行政と子育て支援団体との連携についての調査研究委員会報告「家庭教育支援のための行政と子育て支援団体との連携の促進について」(平成16年3月)</p> <p>(その他)</p> <p>家庭・地域・学校がネットワークを形成し、家庭教育の学習の機会を提供するため、平成16年5月「中央区地域家庭教育推進協議会」を立ち上げた。</p>
						<p>今後の施策の方向性と取り組むべき事業</p> <p>1 地域の家庭教育関係者と区とが協働して立ち上げた「中央区地域家庭教育推進協議会」を中心に家庭教育・子育て支援団体の連携・交流を図るとともにネットワーク化を進める。</p> <p>幼・小・中学校PTA、保育園や児童館、地域の子育て支援団体等に呼びかけ、家庭教育の学習活動を支援する。 父親の家庭教育への参加を実現するための取組を行う。</p> <p>2 家庭教育学習機会の拡充</p> <p>生涯学習サポーター養成として、家庭教育を支援する人材の養成や子育て支援団体のリーダーへの研修を実施する。 子どもの発達段階に応じた、きめ細い家庭教育学級の充実を図る。 一般成人講座の保育付き講座を充実する。</p>
		家庭・地域・学校の連携				

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 学校教育－個性を生かす教育の充実 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費
いきいきと学び豊かな個性を育むまちづくり	個性を生かす教育の充実	心を育てる教育の推進	充実	・適応教室の設置・実施 ・宿泊体験活動会の実施	適応教室の実施 宿泊体験活動会の実施	6,936千円
		学校教育相談の充実	充実	・中学校全校配置 スクールカウンセラー 各校週1回 心の教室相談員 各校週2～3回 ・小学校全校派遣 教育相談員 各校週1回(半日)	・中学校全校配置 スクールカウンセラー 各校週1回 心の教室相談員 各校週2～3回 ・小学校全校派遣 教育相談員各校週1回	9,044千円
	良質な環境を整備	外国人英語指導講師の派遣	充実	小・中学校への講師派遣 小学校 2名 各クラス年8回 中学校 4名 各クラス年約40回	小・中学校への講師派遣 小学校 2名 各クラス年8回 中学校 4名 各クラス年約40回	22,317千円
		中高連携教育検討プロジェクト		中高連携教育検討委員会の設置	中高連携教育検討会の開催	19千円
	地域に開かれた学校	中学生の海外体験学習	継続	中学生の海外体験学習 36人(無料)	中学生の海外体験学習 36人 一部負担金導入 54,500円/人(16年度)	12,565千円
		救急法講習		救急法講習の実施 (中学2年生)	救急法講習の実施	260千円
		進捗状況の説明				
		<p>[成果]</p> <p>平成15年度における適応教室「わくわく21」には、全て中学校第3学年生徒7名が在籍し、1名が学校復帰できた。在籍者7名中6名が高等学校に進学した。平成15年度より実施した小学校全校への教育相談員の派遣では各学校当たりの平均相談件数は383件であり、週あたり半日の派遣形態の中で一定の成果をあげつつある。また、16年度開設した通級指導学級に関する在籍校と「つばさ学級」との情報交換においても教育相談員の果たす役割が評価できる。</p> <p>外国人英語指導講師を全小中学校に派遣し英語学習を行っている成果として、平成15年度に実施した到達度診断テストのヒアリングや英会話に関する問題の正答率が全国平均を大きく上回っていることがわかった。平成15年度、「救急法講習会」において、中学校の第2学年全生徒500人に心肺蘇生法を実施し、受講生全員に修了証を配布した。</p> <p>[課題]</p> <p><u>個性を生かす教育の充実</u> 「個性を生かす教育」は、全ての子どもに基礎・基本の学力を十分に保証した上で、一人ひとりの興味・関心等を踏まえた取り組みが必要である。現在、小学校第1学年の大規模学級を有する学校に区費の学習指導員の配置を行っている。配置校からはきめ細かい学習指導や学校生活への適応上、大きな成果が報告されている一方で、他の学年への配置や指導上配慮を要する子どもへの支援の充実、並びに読書指導の充実のための支援等について各学校から強い要望がある。</p> <p><u>適応教室の運営</u> 施設的な現状と要綱に規定されている教室の設置目的、運用の現状から、個別に学習指導を望む子どもや学校復帰に向けた段階的な指導を望む子どもや保護者のニーズに十分対応しきれていない。</p> <p><u>教育相談体制の充実</u> 小学校への教育相談員の派遣は、週一回、半日程度の派遣が原則で派遣曜日や時程が通年で固定されており、全ての保護者が相談しやすい状況ではない。また、学校の状況によって活用状況や運用の差が大きい。</p> <p><u>小学校における外国人英語講師の活用</u> 全学年、全学級8時間ずつの均等配置となっており、保護者や学校から派遣拡大を求める意見も一部にある。また、独自教材や指導プランの作成、外国人講師の一層の活用等について検討する必要がある。</p>				
						<p>(社会面)</p> <p>「確かな学力の保証」や「安全で安心して通える学校」に対する期待の増大 特色ある学校教育を一層推進し、今まで以上に区立学校を魅力あるものにする事への期待の増大 いじめや不登校に適切に対応するため、各学校は教育相談体制の充実とともに心の教育や健全育成の一層の推進が求められている。また、個々の多様なケースに的確に対応するため関係機関との連携も重要である。</p> <p>(法制度)</p> <p>「中央区の教育を考える懇談会」最終報告(平成16年1月～) 学習指導要領の改訂(平成12年～) ・完全学校週五日制の下、[ゆとり]の中で「特色ある教育」を展開し、[生きる力]を育成することを基本的なねらいとする。 学習指導要領の一部改正(平成15年12月～) 【改正の主な内容】 ・学習指導要領の基準性を踏まえた指導の一層の充実 ・総合的な学習の時間の一層の充実 ・個に応じた指導の一層の充実 「東京都心身障害教育改善検討委員会最終報告」(平成15年12月～) ・特別支援教育における教育内容・方法の充実 ・小・中学校の特別支援教育体制の整備</p>
						<p>今後の施策の方向性と取り組むべき事業</p>
						<p>1 子どもたち一人ひとりの個性を生かす特色ある学校教育を推進する。 特色ある学校づくりの充実 小学校での効果的な英語学習に関する調査研究 ・正規教員による年間指導計画プランを作成し全校配布する。 ・教材を作成し全校に配布する。 ・正規教員に対する必要な研修のあり方について検討する。</p> <p>2 学力の向上を図るため、指導の改善充実を推進する。 各学校は、到達度診断テストの実施結果を活用するなど客観的に学習状況の把握に努め、指導の改善充実を行う。 各学校における読書指導の充実、補習の実施、特別支援教育の推進のため、学習支援者の配置を検討する。 区独自に実施している少人数指導(小学校第1学年の大規模学級を有する学校への学習指導員の配置)の効率化を図りつつ拡充する。</p> <p>3 一人ひとりの子どもへのきめ細かい指導の充実を推進する。 教育センターにおける相談機能の充実を図る。</p>

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 学校教育ー良好な教育環境の整備、地域に開かれた学校づくり、心身障害教育の充実、学校の適正配置】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化	
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費	
にぎわいとふれあいのある躍動するまち	学校教育	個性を生かす 教育の充実	少人数指導の充実		学習指導員の小学校への配置	学習指導員の小学校への配置 各年5校程度	13,590千円
			情報教育の推進	情報通信 ネット ワークの 構築	インターネットの整備・活用	H16・17 インターネットの活用・障害対処、 OAサーバ設置 H18 インターネットの活用	18,347千円
			教育活動の情報化 (学校LAN)		小・中学校モデル校で試行実施 (小・中学校 各1校)	H16 中学校全校LAN整備 H17 小学校全校LAN整備 H18 学校LANを活用したIT教育	37,195千円
			学校施設の地域開放	学校施設の 地域開放	地域利用基本方針の策定につい ては、平成13年度 完了	—————	—————
			通級指導学級の設置		通級指導学級の設置準備	H16 設置	750千円
			学校の適正配置の推進		—————	適正配置の推進	—————
		環境 良好 な 教育	進捗状況の説明 [成果] 良好な教育環境の整備 ・小学校第1学年の35人を超える学校に学習指導員を配置してきた。 ・平成14年度から小・中学校各1校をモデル校として校内LANを整備した。 ・このモデル校により、教育活動における効果的な活用方法を検証してきた。 地域に開かれた学校づくり ・平成13年度に「学校施設の地域利用基本方針」を策定し、学校の地域開放を進めてきた。 心身障害教育の充実 ・対象児童の増加や中央区の教育を考える懇談会中間報告等を踏まえ、平成16年度に通級指導学級を月島第一小学校内に設置する。 学校の適正配置 ・平成5年度の中央小学校・幼稚園の開校以降は未実施である。 [課題] 良好な教育環境の整備 ・個に応じた指導の充実、ITを活用した教育の指導力向上、パソコンシステムの障害・ウイルス対策、個人情報等情報管理の徹底、小学校校舎の老朽化への対応、学校緑化への取り組み、不審者の進入防止などの安全対策 地域に開かれた学校づくり ・学校情報の開示、学校評価制度の導入、生涯学習の場として特別教室等の積極的な開放 心身障害教育の充実 ・障害のある児童に対する教育指導力の向上、特別支援教育への移行 学校の適正配置 ・学校自由選択制や通学区域の弾力化など、区立学校のあり方を検討する中で適正配置の必要性についても検討する。				
		た 地 域 に 開 か れ た 学 校	今後の施策の方向性と取り組むべき事業				
		心 身 障 害 教 育 の 充 実	中央区が目指す子ども像の育成のために、本区の実態に即した特色ある学校づくりを推進する。 1 良好な教育環境の整備 個に応じたきめ細かな指導の充実 ・少人数指導のより効果的・実践的な運用など、学力の向上を目指す。 情報教育の推進 ・情報モラルやマナーに対する指導を推進する。 ・年間指導計画や校内LAN活用事例集等を作成する。 学校施設等の整備 ・老朽化した学校校舎の整備を行うとともに、環境負荷の少ない施設づくりとして、学校の緑化を促進する。 安全対策への取り組み ・学校内や登下校時等における安全対策を強化する。 2 地域に開かれた学校づくり 学校施設の地域開放 ・特別教室をはじめ、より一層の地域開放については、地域の意見等を踏まえ取り組んでいく。実施にあたっては運営協議会等の設置も検討する。 ・放課後等の子どもの安全な居場所づくりを実施する。 開かれた学校運営 ・ホームページやパンフレットなどにより学校情報等を提供する。 ・保護者や地域の人々の活用による多様な体験学習を展開する。 ・学校評議員制度を実施する。 3 心身障害教育の充実 特別支援教育の移行に向けた検討				
		学 校 の 適 正 配 置					

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

【 施策分野 : 生涯学習・スポーツ 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費
にぎわいとふれあいのある躍動するまち	生涯学習・スポーツ推進のための体制整備	生涯学習推進センターの設置	1か所	未着手		
		文化のリレー		文化のリレーの実施	文化のリレーの実施	817千円
		IT講習会の開催		IT講習会の開催	IT講習会の開催(16年度)	1,369千円
		学習広場の開設		学習広場の開設(3カ所)	学習広場の開設	981千円
	生涯を通じた学習活動の推進	区民大学の開設	開設	区民大学構想の調査・検討	区民大学構想の調査・検討	
		生涯学習サポーターの育成			育成講座の開催	508千円
		スポーツ・レクリエーション教室の充実	充実	スポーツ・レクリエーション教室の充実 (成人スポーツ教室 7種目11教室 高齢者スポーツ教室 3種目3教室 少年少女スポーツ教室 7種目8教室 レクリエーション教室 2種目3教室 計 19種目25教室)	スポーツ教室の実施	2,920千円 (高齢者分のみ)
	生涯スポーツの推進	京橋図書館の改築	1館	未着手		
		図書館サービスの推進				
	<p>進捗状況の説明</p> <p>[成果] 平成10年度から順次中央青年学級、女性セミナー、魚市場青年学級を「まなびシティ中央カレッジ」に統合。昼・夜、年間・短期等を組合せ、内容的には、中央区の歴史や文化をテーマに地域特性を生かした講座や現代的な課題をテーマにした多様な講座を提供。15年度は17講座910名に定員を拡大した。高齢者スポーツ教室については、平成13年度にエクササイズ教室を新たに実施し、年々参加者も増加しており、一定の成果を上げている。 図書館利用者に対して、インターネットによる図書などの検索及び予約ができるようにした。 54,773件(14年度)、116,816件(15年度)</p> <p>[課題] 区内生涯学習関係団体の進出やインターネットの普及等により、生涯学習社会におけるネットワーク化(=新たな「区民大学」構想)が求められている。 区の講座等が個人の利益に直結することから、受益者負担について検討する必要がある。 生涯学習推進センターの重要な機能の一つに情報収集・提供があるが、インターネットを活用するなど民間の情報も含め、きめ細かい情報提供が求められている。 民間との講座内容の棲み分けや連携が求められている。 講座や教室へのリピーターの参加が目立ち、シニアカレッジでは、新規参加参加者と学習格差が生じている。 今後の人口増加に対応するスポーツ施設の確保を検討する。 京橋図書館建設用地の確保が困難である。</p>					
今後の施策の方向性と取り組むべき事業						
<p>1 「まなびシティ中央カレッジ」「シニアカレッジ」「生涯学習サポーターの育成」等の体系化を図り、区内生涯学習関係団体と連携して、単位制の区民大学を開設する。また、受益者負担を導入し、情報収集・情報提供を行うとともに、学習成果を地域に生かせる体制を整備する。</p> <p>2 「文化のリレー」を地域の大人達との世代間交流や学習成果を生かすボランティア活動として、学校等身近な場所で実施する。</p> <p>3 子どもの体力低下をくい止め回復させるため、学校教育を含めハード・ソフト両面に対策を講じていく。</p> <p>4 高齢者でも気軽にスポーツに親しむことのできる場を多く提供する。(健康中央21との整合を図り、保健衛生部との連携も視野に入れる。)</p>						

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : コミュニティ 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化		
にぎわいとふれあいのある躍動するまち	コミュニティ活動の支援	事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費	(社会面) 地域の連帯感の希薄化 ・ 少子高齢化、核家族化 ・ 新しく転入した住民の増加による新たなコミュニティ維持の課題 NPO・ボランティア団体との協働機会の拡大 ・ 多様化する区民ニーズへの対応 ・ きめ細かい行政サービスの提供 ・ 多様なキャリアを持つ区民との連携 (経済面) ・ 財政制約に基づく行政効率化の要請 (法制度) ・ 特定非営利活動促進法(NPO法)の成立 (民間の動向) ・ 区内NPO認証団体数(平成16年3月末現在) 国の認証 81件 都の認証 174件 合計 255団体	
		区民館の増設		完了(H12年度)		千円		
		区民館の改築		一時完了				
		地域コミュニティルームの整備		完了(H12年度)				
		温浴施設の整備		完了(H13年度)				
	地域活動(行事)活性化によるまちの活性化	大江戸まつり盆おどり大会の開催	年一回開催	第14回を浜町公園にて開催	年一回開催	38,214千円		
		NPO・ボランティア団体交流サロンの運営		平成16年2月26日開設	・交流サロンの運営・管理 運営委員会の運営 ・活動状況発表会の開催 ・講座の開設	8,657千円		
	ボランティア活動の促進	進捗状況の説明						今後の施策の方向性と取り組むべき事業 1 地域に根付いた伝統的行事や、手づくりのイベント等を支援しにぎわいと活力のあるコミュニティの促進を図る。 大江戸まつり盆おどり大会の継続的な開催 地域の手づくりイベント等への一部助成 2 区とNPO等との協働を推進する。 協働のあり方の検討 交流サロンの活用方策の検討 3 区民館の改築については、耐震工事が未施工の二か所について今後検討が必要である。 八丁堀区民館 人形町区民館
		[成果] 良好な集会施設等の提供 (区民館等) 地域へのイベント助成によるコミュニティの強化 (盆おどり等) NPO・ボランティア団体との交流・情報交換の場の提供 (交流サロン) [課題] 区とNPO等との協働に関する基本的な考え方の明確化 新しく転入した住民の地域活動への理解と参加の促進 NPO・ボランティア団体交流サロンの有効な活用						

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

【 施策分野 : 文化振興 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化	
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費	
にぎあいとふれあいのある躍動するまち	文化振興	活動の振興	伝統芸能の普及・振興	普及 振興	古典芸能鑑賞会の実施	古典芸能の普及・振興	4,130千円
		活動の振興	郷土資料館・プラネタリウム・区民ギャラリーの整備	1カ所		平成17年12月開設	198,068千円
	文化振興	活動の振興					
		活動の振興					
	文化振興	活動の振興					
		活動の振興					
	文化振興	活動の振興					
		活動の振興					
	文化振興	活動の振興					
		活動の振興					
文化振興		進捗状況の説明					
文化振興		<p>[成果]</p> <p>5年目を迎え、昨年の江戸開府400年記念事業として開催した「古典芸能鑑賞会」は、応募者が募集定員を大きく上回っていた。[昼]定員387人・応募者613人(1.6倍)、[夜]定員398人・応募者471人(1.2倍)郷土資料館等は、現在、施設の整備に伴う設計が終了。併せて郷土資料館・プラネタリウム・区民ギャラリーの開設に向け、準備を進めている。</p> <p>[課題]</p> <p>古典芸能鑑賞者の年齢構成は、9割近くが50代以上であり、伝統芸能の普及・振興という目的からは偏りがみえる。愛着と親しみを持ち地域文化を継承し、発展させるという観点から、今後、青少年等若い世代が伝統・古典芸能に親しめるよう事業の企画・内容・開催方法等の検討が必要である。</p>					
文化振興						<p>(社会面)</p> <p>都心回帰と人口回復による新しい住民の増加と世代構成の変化があり、中央区においても歴史と伝統ある文化・芸能の維持と継承を前提に普及・振興の必要性が高まっている</p> <p>「文化に関する世論調査」(文化庁:平成15年11月)にみる都心における伝統芸能への関心の高まりと世代間のギャップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能の関心度(東京都区部 58.6%、政令指定都市 47.8%、町村部 43.7%、20~30代 36.6%、50~70代 56.7%) ・伝統芸能の保護に関する要望(30~40代-学校教育で取り上げる34.5%、50代-手頃な値段で鑑賞できる公演49.2%) <p>(経済面)</p> <p>景気動向にみる上昇機運と景況感の改善によるゆとりと文化・芸術等への関心が予測される</p> <p>(法制度)</p> <p>文化芸術振興基本法(平成13年12月7日公布)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしその方向を示す 文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成14年12月閣議決定) ・国の役割を明らかにし、文化芸術の振興に関する施策の推進を図る <p>(民間の動向)</p> <p>(社)企業メセナ(芸術文化による社会貢献)協議会による地域文化の振興や芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業、行政、NPO等を結ぶ仲介と連携 <p>(区政の動向)</p> <p>江戸開府400年の記念事業を終え、次の100年に向けた日本の中心にふさわしい新たな歴史と文化の創造への取り組み。</p> <p>(その他)</p> <p>伝統芸能情報システムの構築推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立劇場が進めている伝統芸能に関する各種情報のデータベース化 <p>現在、機器の老朽化に伴いプラネタリウムを廃止したり、撤退を検討する自治体等もある</p>	
文化振興						<p>今後の施策の方向性と取り組むべき事業</p>	
文化振興						<p>1 区民の伝統芸能の鑑賞を契機として、地域文化に対する愛着と誇りを次世代へ継承するとともに創造的文化活動へと発展させる</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年層に対する伝統芸能の普及 ・学校教育等との連携を充実させる ・若い世代に親しみやすい鑑賞会へ内容を見直す 世代間の伝統芸能継承の機会を設ける ・世代間の交流機会や体験型ワークショップを開催する 新しい文化の創造、発信を促進する ・ワークショップを発展させ、区民の実演・発表の機会を設ける <p>2 文化活動を通じて国内諸都市や国外異文化間の交流を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光や国際交流との連携の強化 ホームページやインターネット等を活用した情報の発信 <p>3 企業、NPO等との連携及びネットワークを構築する</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業メセナとの連携の促進 <p>4 郷土資料館は、中央区保健所等複合施設に移転し、本区に関する民俗文化財等の資料を収集・展示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設展示において中央区の歴史と文化・風土を中心とした展示を行い、期間を定めて特別展を開催する。 プラネタリウムとともに、観光ルートや「街あるき」などの対象施設となるように整備し、運営する。 入館料の徴収を検討する。 <p>5 プラネタリウムは機器を更新し、学校利用に加えて社会教育利用も行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校利用においては、子どもたちに正確な天文知識や夢を与え、創造性や情緒を育てる内容とする。 社会教育利用については、大人の学習意欲を満足させることのできる魅力ある映像を提供する。 入館料の徴収を検討する。 <p>6 区民ギャラリーは、使用料を徴収し、個人や団体に貸し出しを行う。</p>	

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

【 施策分野 : 国際・地域間交流 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化	
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費	
にぎあいとふれあいのある躍動するまち	国際・地域間交流	区民の交流推進	海外都市との交流の推進	推進	オーストラリア・サザランド市等との交流の推進	海外都市との交流の推進	6,666千円
			国内都市間・市民間交流の推進	継続	山形県東根市等との交流の推進	都市間・市民間交流の推進	13,403千円
進捗状況の説明						(社会面) 東京都の人口が過去最多となったことに伴い、外国人登録者数も過去最高に達し、中央区の外国人登録者数も増加している。 (355,289人(都)、2,735人(区) - 平成16年1月1日現在) 平成15年1年間の来日外国人による犯罪の摘発件数が前年比16.9%増となり4万件に達した。 東京都のアンケート(e - モニター)結果で、回答者の93%が、「大地震への不安」をかかえていながら、「震災の際に必要な自助、共助のうち共助の精神が欠けている」と警鐘を鳴らす。 (経済面) 「国際観光振興機構」の調査結果により外国人の東京都訪問率が過去最低の52.7%(2002年度)と発表。 政府が日本の観光競争力を高め、2010年訪日外国人1,000万人の目標に向け、「観光立国推進戦略会議」を発足。 (法制度) 旅券法 委託による旅券(パスポート)の発給が市町村でも可能とする改正案が与党内で検討され年内成立が見込まれる。 (民間の動向) 世界的高級ブランドが銀座の目抜き通りへの大型店舗を続々出店する。 (その他) 東京都が外国人観光客倍増を目指し、16年度中に外国人観光客向け観光案内所を10カ所新設する。	
[成果] サザランド市との姉妹都市提携10周年を迎え、平成13・14年度は相互の親善訪問と祝賀文書の調印式を実施した。 15年度は、江戸開府400年事業へのサザランド市訪問団の参加を得て、友好を深めている。 大江戸まつり盆踊り大会への出店(4市町村) 雪まつりへの協力(東根市 - 隔年) 児童交歓会の実施(隔年毎に本区と東根市を訪問) 各市町村とのイベントを通じた交流 [課題] 姉妹都市及び世界諸都市との交流のあり方を積極的に見直す。 地域における多文化共生の施策を推進し、国際社会に向けた中央区の地域アイデンティティの発信を模索する。 イベントを通じた自治体間の交流は深まっている。イベント以外での交流のあり方も検討していく。							
外国人にも暮らしやすい							
今後の施策の方向性と取り組むべき事業							
1 姉妹都市サザランド市との交流を継続するとともに、民間の交流を支援する 2 文化・国際交流振興協会のボランティア登録者を積極的に登用する地域・区民レベルの国際交流の担い手として活躍できる機会を創る ・区内の観光、文化財等の外国人向け紹介(町歩きツアー等) ・区内行事開催時の外国人向け対応(案内役等) 3 国際社会における区のアイデンティティを確立する 中央区の誇る歴史・伝統・文化を積極的に発信する ・文化・国際交流振興協会と連携した文化・国際交流ホームページ(日本語・英語)の検討 4 外国人登録者数の増加に対応した多文化共生の施策を推進する 外国人にやさしいまちづくりの推進 ・まちの表示や案内板の見直し ・外国人向け生活ガイドブック等の内容を充実させる 地域・市民レベルの交流の促進 ・地域のコミュニティ行事等への参加促進 ・区民・ボランティア団体等との交流の促進 外国人居住者の意見を区政に反映させるしくみを構築する。 ・区政モニターへの参加促進 ・相談窓口の設置 5 異なる特性を持った国内諸都市との市民間交流を促進する。 交流諸都市との相互地域活性化を図る。 災害時の地域間相互支援協力体制の強化							

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

(様式 1)

【 施策分野 : 平和 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化	
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費	
にぎあいとふれあいのある躍動するまち	平和	普及平和意識啓発の	「平和の都市の楽しい集い」の開催	年1回開催	年1回開催	年1回開催	9,237千円
		国際交流の推進	中央区平和展の開催	中央区平和展の開催	中央区平和展の開催	中央区平和展の開催 (16年度、18年度)	972千円
			平和基金の設置		完了(11年度)		
		平和基金の設置					
環境の変化						<p>(社会面) 2001年9月11日の米国における同時多発テロやイラク戦争、世界各地での地域紛争やテロ事件の勃発、自衛隊の海外派遣、第二次世界大戦体験者の減少や長い年月の経過により、悲惨な戦争の記憶が風化しつつある。</p> <p>(民間の動向) ・NGO、NPOの活動の活発化</p> <p>(その他) ・世界各国で緊張が高まる中、人々の「平和」に対する関心が急速に高まっている。</p>	
今後の施策の方向性と取り組むべき事業						<p>1 平和の推進には区民一人ひとりの認識が重要であることから、引き続き継続的に平和意識の普及・啓発活動を行う。 平和の都市(まち)の楽しい集いの開催 中央区平和展の開催</p> <p>2 風化しつつある悲惨な戦争の記憶を若年層に伝えるため、各種事業や学校教育の場などを通して、平和の大切さ、尊さを再認識する機会をより多く設ける。 新たな戦災資料の収集及び活用 戦争体験者(語り部)の活用</p> <p>3 平成11年度に設置した中央区平和基金の積極的な活用を検討する。 平和の維持発展に資する事業 国際的な交流事業・都市交流推進事業</p>	
進捗状況の説明							
<p>[成果] ・昭和63年に「中央区平和都市宣言」を行って以来、平和コンサートや平和展の継続的な実施や平和モニュメントの設置などにより、平和の大切さ、尊さを見つめ直す機会を数多くの区民・都民に与えてきた。</p> <p>[課題] ・我が国の悲惨な戦争の記憶の風化傾向に歯止めをかける必要がある。</p>							

施策目標別現状・課題等調書兼施策評価表

【 施策分野 : 電子区役所の推進 】

施策の体系		計画事業の状況				環境の変化
		事業名	目標 (20年度)	現況 (平成15年度末)	16-18年度計画	16年度 事業費
計画の推進 電子区役所の推進	豊かな区民生活の実現	申請・届出手続きのインターネット活用(申請・届出書類のダウンロード)	-	稼働	稼働	
		公共施設申込みのインターネット活用	-	稼働	平成16年度システム稼働 平成17年度以降運用	24,242千円
		保健・医療・福祉におけるインターネット活用(シミュレーションシステム)	-	稼働	稼働	
	開かれた区政の実現	ホームページの充実(コンテンツの充実(eメールモニター))	-		ホームページの充実	
		情報基盤の整備(庁内LANの再編成)	-	稼働	区情報基盤の整備	64,501千円
		国等と連携したネットワークの整備(LGWANの整備・住民基本台帳ネットワークの整備)		運用	運用	2,207千円
	区情報基盤の実現	進捗状況の説明 [成果] 申請・届出手続きのインターネット活用 ・申請・届出書類のダウンロード(平成13年度) 公共施設申込みのインターネット活用 ・区民保養施設(平成16年度) ・社会教育・体育施設(平成16年度) 保健・医療・福祉におけるインターネット活用 ・シミュレーションシステム導入(平成14年度) ホームページの充実 ・コンテンツの充実(平成14年度) 情報基盤の整備 ・庁内LANの再編成(平成15年度) 国等と連携したネットワークの整備 ・住民基本台帳ネットワーク(平成14年度)				
計画推進のために	[課題] システム構築、運用、管理の基本的な方針やルールを策定する必要がある。 区民サービスの窓口となるホームページのレベルアップが必要である。 区役所サービス向上のための区役所の情報基盤の整備が必要である。					
						(社会面) 平成13年1月に世界最高水準のIT国家を目指した「e-Japan基本戦略」を、平成15年7月には「e-Japan戦略」を決定。24時間365日ノンストップ・ワンストップの行政サービスの提供と業務効率の向上を求めている。平成16年2月には「e-Japan戦略 加速化パッケージ」を策定し電子自治体構築に向けた取り組みの促進を求めている。 (法制度) 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成13年1月6日施行) 行政手続オンライン化三法案(平成15年2月3日施行) ・「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」 ・「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」 ・「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」 (民間の動向) あらゆる業種において、情報発信元としてコンテンツの充実やデジタルとしてインターネットの活用が進んでいる。 (その他) プロドバンドの普及(総務省発表) ・DSL加入者は、702万3000人(前年比464万4000人増) ・FTTHサービス利用者は、30万5000人(前年比27万9000人増) ・CATVインターネット加入者は、206万9000人(前年比61万3000人増) ・携帯電話によるインターネット利用者は、6246万人(1053万5000人増) 合計 7185万7000人(前年比1607万1000人増)
						今後の施策の方向性と取り組むべき事業 システムに関する基本的な方針を策定した上で、区民サービスの充実と行政サービスの向上に向けた電子区役所の構築を進める 1 ワンストップ、ノンストップの行政窓口を実現する 24時間・365日どこからでも必要な区政情報の入手と手続きが行えるよう、手続きの見直し、担当職員の研修、手続申請フォームの統一等を行う。 IT技術を利用し本人の認証方法、個人情報保護対策、弱者にも優しい技術の適用を考慮する。 2 区民との接点となるホームページについて、誰にとっても使いやすく、便利なものとなるよう充実を図る

事務事業評価

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	総務部総務課女性施策推進係	整理番号	1 - 1
-----	---------------	------	-------

1 事業名	「ブーケ21」講演会等の開催
-------	----------------

2 【事務事業の概要】

根拠法令等	男女共同参画社会基本法 中央区男女共同参画行動計画	事業開始年度	昭和	平成	60	年度
-------	------------------------------	--------	----	----	----	----

対 象	区内在住・在勤・在学者
-----	-------------

目 的	男女共同参画社会の実現に向けて、社会に根強く残る性別に基づく固定的な役割分担意識や慣習を変え、男女平等意識の普及・啓発を図る。
-----	---

活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画講演会 年1回(1日) ・男女共同参画セミナー 年2回(3日...1回 1日...1回) ・男女共同参画講座 年1回(2日) <p>今までは女性を中心に事業を進めてきたが、男性の意識改革が不可欠であることから、平成16年度に初めて男性を対象とした講座を実施する。</p>
------	--

類似事業の把握	あり なし
---------	-------

3 【事業を取り巻く環境】

現 状	男女共同参画に関する環境は、法律や制度面では整備され、社会的にもある程度の理解と認識は得られており、女性の社会進出の意識が高まってきているが、依然として性別に基づく固定的な役割分担意識や社会習慣が残っている。
-----	--

事業に対する区民等の意見	あり なし
平成16年7月3日に実施した「男女共同参画講演会のアンケート」における意見	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て後の母親の生き方のビジョンの参考になる講演会や勉強会を希望 ・子育て世代で活躍している人、はつらつと生きている女性など様々な生き方の話は刺激になり、今後も期待する。頻繁に開催してほしい。 ・もっと広報活動すべき。

今後の予測	依然として存在する性別に基づく固定的な役割分担意識をなくすには、まだまだ年月を必要とする。一方、多様なライフスタイルの選択が進んでいるので、様々な角度・分野のテーマで講演会等を企画し、意識啓発を図る必要がある。また、この事業は女性には好評であるが、今後は男性の意識啓発に取り組む必要がある。
-------	---

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
講演会等の定員	人	490	530	470	530	530	88.7 %
							%
							%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
申込者数	人	405	688	515	750	750	68.7 %
							%
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円	364	349	537	393	講師等謝礼 428千円 旅費 4千円 消耗品 105千円	
人件費(常0.2人+非0.2人計上)	千円	2,625	2,625	2,625	2,222		
総事業費	千円	2,989	2,971	3,162	2,615		
一般財源	千円	2,989	2,971	3,162	2,615		
特定財源	千円						
うち受益者負担分	千円						

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性	男女平等の意識の醸成は、男女共同参画社会実現のための基礎となる取り組みであり、行政が積極的に行わなければならない。
高 高：高い、中：中位 低：低い	
事業の達成度	意識啓発の達成度の数値化は困難で事業成果が目に見えるものではないが、参加者のアンケート等から、目的とした意図の達成がうかがえる。また、「ブーケ祭り」の参加団体の増加がみられるなど、間接的ではあるが成果があらわれている。
中 高：高い、中：中位 低：低い	
事業の有効性	参加者の目の前で直接的に話すので、有効である。さらには疑問等に対しても講師等との応答ができるため効果があがり、意識啓発の効果は高い。
高 高：高い、中：中位 低：低い	
事業の効率性	区内には多数の在住・在勤者がいるが、この事業の効果は講演会等に参加した人のみが対象となる。また、男女共同参画は、女性だけの問題でなく、男性の積極的な参加を促す必要性が高いが、その分野への働きかけが少なかった。
中 高：高い、中：中位 低：低い	

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価	参加者の満足度は高いが、今後ますます多様化・個別化する生き方に対応しながら内容を検討する必要がある。また、今まで女性の意識改革を中心にしてきたが、男女共同参画社会実現のために男性への働きかけが重要になってきている。
B A：良好、B：普通 C：改善	
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	女性を中心に企画してきた内容を男性も含めて共に男女共同参画を目指すため、男性に向けた講座を実施していく。関係機関との連携を深めるとともに、開催日等参加しやすい工夫を図る。 また、講座の企画立案にあたっては、区民スタッフ養成講座修了者等区民と協力し内容検討を行う。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	男女共同参画社会づくりを地域から進めるために、女性に対する施策にとどまらず、男性への働きかけを進める必要がある。また、子育てや教育などさまざまな施策を含めて、男女共同参画社会の推進を図っていく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	第一次評価の方向性でよい。講演会等には男性が参加しやすいテーマ設定や環境づくりなどを進める。また、講座内容を受講者の視点から改善・充実し、区民参加を促進するため、区民スタッフ養成講座の修了者の参画を求めていく。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	区民部区民生活課消費生活係	整理番号	2 - 1
-----	---------------	------	-------

1 事業名	生鮮食品お買得デー事業支援
-------	---------------

2 事務事業の概要

根拠法令等	中央区生鮮食品お買得デー事業支援実施要項 中央区生鮮食品お買得デー購入資金貸付要綱 中央区生鮮食品お買得デー事業補助金交付要綱	事業開始年度	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 鮮魚 51 年度 食肉 52 年度 青果
-------	---	--------	--

対 象	区内生鮮食品 (鮮魚、食肉、青果) の各組合中央区連合会、各連合会の支部 (鮮魚2、食肉3、青果4)、お買得デー事業協力小売店 (鮮魚11、食肉31、青果34) 及び区民
-----	---

目 的	消費生活を営むうえで必要な生鮮食品小売店の確保 振興対策の一環として、生鮮食品お買得デー事業を支援することにより、小売店の販売促進を図るとともに、区民の消費生活の利便に資する。
-----	--

活動内容	毎月1回、各連合会が一括購入をし、協力小売店が統一品目を一斉販売する。 1 生鮮食品お買得デー購入資金貸付 各連合会がお買得食品を一括買付けするために必要な資金の貸付を行う。(年度末償還) (鮮魚: 60万円、食肉: 200万円、青果: 80万円) 2 生鮮食品お買得デー事業補助金の交付 お買得品の一括買付と各小売店への分荷に伴う労務費 (運搬費、人件費) の一部を各支部へ助成する。(補助率 100%) ただし 1支部 1回 25,000円を限度とし、毎年度予算の範囲内において四半期ごとに交付する。 3 事業周知のための広報活動 周知用ポリ袋 ビニール袋の配付 (各店 5,000枚) 店頭ポスター、のぼり旗 (店頭実施当日のみ) 区のお知らせ 毎月 15日号、ホームページ、FM中央 (月 2回)、消費者だより (年4回)
------	--

類似事業の把握	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
区民部商工課 商工業融資 設備資金融資 (生鮮三品は優遇あり)	貸付限度額 24,000千円 (一般 20,000千円) 利子補給 1.8% (1%) 信用保証料補助 (全額 2/3) 返済期間 9年以内

3 事業を取り巻く環境

現 状	スーパーマーケットや産地直送販売等により、消費者が生鮮三品を廉価で購入できる機会が日常的になっていることから、お買得デー事業の魅力が薄れている。
-----	--

事業に対する区民等の意見	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
区長への手紙 : スーパーマーケットの照会、誘致依頼	平成15年度区政モニターアンケート (76人) : お買得デーを知っているが利用したことがない 44人、近くに店がない 22人、協力店がわからない 欲しい品物がない 各15人、利用している 制度を知らなかった 各12人、その他 売切れている、スーパーの方が安い、10年前は利用していたがほとんどスーパーで買う 知っていても利用したい日時が合わない、他 平成14年度協力店アンケート (32店) : お買得デー当日の利用客が増えている はい 40.6% (13店) いいえ 59.4% (19店)、お買得デーの実施が毎日の利用客増に結びついている はい 31.3% (10店) いいえ 68.7% (22店)

今後の予測	品揃えや価格の面でも消費者のスーパーマーケット指向は定着してきており、お買得デー事業の効果は期待しにくいものと思われる。
-------	--

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
生鮮食品お買得デーの実施	回	36	36	36	36	36	100.00%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円	7,820	7,610	6,926	6,965	旅費	1
人件費(0.3人計上)	千円	2,624	2,624	2,624	2,624	需用費	825
総事業費	千円	10,444	10,234	9,550	9,589	負担金	2,700
一般財源	千円	6,444	6,234	6,150	6,189	貸付金	3,400
特定財源	千円	4,000	4,000	3,400	3,400		
うち受益者負担分	千円						

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性 高:高い、中:中位 低:低い	物価の高騰期やバブル期において小売店が減少し、区民の日常生活に支障をきたしたため、物価の安定を図るとともに小売店を確保し、消費者の利便を図るため継続してきた事業であるが、スーパーマーケットやコンビニ等も増加するなど状況が変化した。
事業の達成度 高:高い、中:中位 低:低い	物価の高騰期やバブル期において小売店が減少する中で、区民生活の利便に向けた事業の目的を達成した。また、小売店振興は商業振興策などによって充実を図ってきている。
事業の有効性 高:高い、中:中位 低:低い	平成15年度区政モニターアンケートから、消費生活の安定の側面からは低い。
事業の効率性 高:高い、中:中位 低:低い	お買得デー事業実施にあたり、各店舗が個別に実施するよりも、連合会・支部としてまとまって実施するほうがPR効果がある。また、経費面でも効率的であるが、消費生活の安定の側面からは効率性は低い。

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価 C A:良好、B:普通 C:改善	当事業は、区民の消費生活の利便とともに生鮮食品小売店の経営の安定化に寄与してきたが、一定の目的を果たし、成果を挙げたものとして終了することが望ましい。
今後の方向性	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 統合 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止
改革に向けての取組	区民の消費生活という観点からの事業は終了する。なお、生鮮食品小売店の経営の安定化という観点からは、今後、商業振興策全体の中で整理する。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	事業は一定の成果を挙げてきたが、事業開始から30年近くが経過した現在、コンビニエンスストアの登場、小売店の開店時間の延長、スーパー等商業機能の確保など、区民の消費生活を取り巻く環境は大きく変化した。
今後の方向性	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 統合 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止
改革の方向	第一次評価の方向性でよい。 今後、区民や各種団体の意見を十分聴きながら改革を進める。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	区民部商工課商工観光係	整理番号	2 - 2
-----	-------------	------	-------

1 事業名	共通買物券の発行
-------	----------

2 【事務事業の概要】

根拠法令等	中央区内共通買物券事業実施要綱	事業開始年度	昭和	平成	12	年度
-------	-----------------	--------	----	----	----	----

対 象	店舗面積が1,000㎡以下の区内中小小売店・サービス業等で共通買物券取扱店として登録済の店舗。
-----	---

目 的	消費を刺激し顧客増大の契機づくりを進めるなど、区内中小商店等の振興に資するため区内共通買物券をプレミアム付きで発行する。
-----	--

活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 共通買物券取扱店の募集 共通買物券の発行（販売） （販売場所）本庁舎・日本橋特別出張所・月島特別出張所 使用済み共通買物券の回収・換金 <p>《販売額》</p> <p>平成12年度 300,000千円</p> <p>平成13年度 330,000千円（第1回 220,000千円 第2回 110,000千円）</p> <p>平成14年度 440,000千円（第1回 330,000千円 第2回 110,000千円）</p> <p>平成15年度 330,000千円</p>
------	--

類似事業の把握	あ り な し
---------	---------

3 【事業を取り巻く環境】

現 状	今年度発行した共通買物券は販売初日に完売した。また、平成15年度の換金率は99.53%に達しており、共通買物券事業は区内中小商店等や消費者に広く浸透し定着していると分析することができる。
-----	---

事業に対する区民等の意見	あ り な し				
平成15年2月に実施した取扱店舗におけるアンケート結果から抜粋 （問）買物券事業は売上げに効果があるか...（答え）	<table border="0"> <tr> <td>効果がある（45.5%）</td> <td>効果がない（22.7%）</td> </tr> <tr> <td>わからない（30.7%）</td> <td>未回答（1.1%）</td> </tr> </table>	効果がある（45.5%）	効果がない（22.7%）	わからない（30.7%）	未回答（1.1%）
効果がある（45.5%）	効果がない（22.7%）				
わからない（30.7%）	未回答（1.1%）				

今後の予測	月例経済報告（7月）及び本区が独自に実施している景気動向調査（6月）においても、景気は回復基調にあるが、業種によってはなお厳しい経営環境にあるため、消費を拡大し、顧客増大の契機づくりを進めるなど区内中小商店等の活性化を図る必要がある。
-------	---

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
買物券取扱店店舗数	店舗	1,552	1,554	1,493	1,600	1,600	93.3%
							%
							%
							%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
買物券換金金額	千円	328,748	438,492	328,436	330,000	330,000	99.5%
							%
							%
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円	339,074	459,266	345,261	347,305	・換金分の支払い 328,435,500円 ・換金取次手数料 7,517,421円	
人件費(0.2人計上)	千円	1,749	1,749	1,749	1,749		
総事業費	千円	340,824	461,016	347,010	349,054		
一般財源	千円	40,824	61,016	47,010	49,054		
特定財源	千円	300,000	400,000	300,000	300,000		
うち受益者負担分	千円						

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性 中 高：高い、中：中位 低：低い	現在の運用方法では区以外による実施は難しいため、商店街振興プランの具体化を図る中で、新たな施策展開を含め区内中小商店等の活性化を検討中である。
事業の達成度 高 高：高い、中：中位 低：低い	平成12年度の事業開始から常に99.5%を超える高い換金率を保持し続けている状況や取扱店のアンケートの回答から事業の達成度は高いと分析することができる。
事業の有効性 中 高：高い、中：中位 低：低い	共通買物券は毎年完売しており、区内の消費の一部を担うとともに消費を刺激する効果は有しているが、登録店舗の換金実績に大きな差があり、広く区内中小商店等の振興を図っているとは言い難い状況にある。
事業の効率性 中 高：高い、中：中位 低：低い	登録店の管理や換金等、作業件数の多い事業はシステム化し業務時間の短縮を図っている。しかし区の直接執行のもとでの業務の効率性については限界が認められるため、現行の事業内容を改善すること等により一層の事業の効率性を図る必要がある。

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価	事業開始から5年目を迎え、流通形態として区内に浸透している共通買物券であるが、事業目的に照らして事業内容の見直しを検討する必要がある。
B A：良好、B：普通 C：改善	
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	共通買物券の事業内容を見直し、代替事業の有無も含めた検討を行う必要がある。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	事業は区民に定着しつつあるが、投入している事業費は、券を購入した区民と限られた店舗の利益に還元され、「消費の刺激」、「区内中小商店等の振興」という事業目的のために必ずしも最適な制度設計とはなっていないため、見直しが必要である。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	第一次評価の方向性でよい。当面の運用面での改善を図るとともに、区が直接執行すべき事業であるのか、対象範囲の設定等について検討し、事業設計を見直す。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	区民部 商工課 相談融資係	整理番号	2 - 3
-----	---------------	------	-------

1 事業名	商工業融資制度の拡充
-------	------------

2 【事務事業の概要】

根拠法令等	中央区商工業融資資金運営要綱	事業開始年度	昭和	平成	48年度
-------	----------------	--------	----	----	------

対 象	区内中小企業
-----	--------

目 的	区内中小企業の経営を改善するために必要な資金を融資することにより、当該中小企業の資金調達の利便を図り、もって商工業の振興に資する。
-----	---

活動内容	<p>指定金融機関に斡旋し、東京信用保証協会の保証を付けて実施するあつ旋融資。</p> <p>平成16年度の商工業融資においては、13種類の融資について1.0%～1.9%の利子補給を行うとともに、原則2/3又は全額の信用保証料補助を行っている。</p> <p>平成14年度：小規模企業向けにスピーディーかつ低利な短期資金として「小規模企業特例緊急運転資金融資」を創設</p> <p>平成15年度：既存の複数の区あつ旋融資を取りまとめて一本化し、利用者の負担軽減を図る「区融資一本化資金融資」を創設するとともに、「小規模企業特例緊急運転資金融資」の返済期間を1年から2年に拡充</p> <p>また、保証協会の保証枠にとらわれない国民生活金融公庫の経営改善資金融資に対する利子の一部補助を行う「経営改善資金利子補助制度」を創設</p> <p>平成16年度：新規開業による既存産業への波及効果を期するため「創業支援資金融資」の申込条件を緩和し、対象者を拡大</p>
------	---

類似事業の把握	あり	なし
---------	----	----

3 【事業を取り巻く環境】

現 状	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の貸し出し姿勢が厳しい中、経営基盤の弱い中小企業は、大企業と比較して資金調達、借入金額及び信用力の面で不利である。 景気回復の兆しが見え始めたが、区内中小企業は依然として厳しい状況に置かれている。 17年4月にはペイオフの解禁が予定されている。 都は、CLO（ローン担保証券）やCBO（社債担保証券）を活用した中小企業向け資金調達支援への取組に加え、17年度の開業を目途として中小企業融資を中心とした新銀行の開業準備を行っている。
-----	--

事業に対する区民等の意見	あり	なし
--------------	----	----

(相談窓口における意見)	<ul style="list-style-type: none"> 複数の借入があり、月々の返済負担を軽減したい。 事務手続きが面倒だ。保証協会の保証をはずして欲しい。 申込から融資実行まで時間がかかる。 負担する金利が低く、保証料の補助があるので助かる。
--------------	---

今後の予測	中小企業の資金調達について、中小企業が直接資金調達できる仕組みや区の融資制度における役割の見直しなど多角的な検討を行い、より利用しやすい融資制度にしていくため、商工業融資制度の適切な見直しを進めていく。
-------	---

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
融資件数	件	918	1,316	1,097	1,480		%
							%
							%
							%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
融資額	千円	7,251,200	9,236,278	8,172,068	12,000,000	12,000,000	68.1%
各年度の融資目標額に対する融資額の割合	%	111.6%	142.1%	68.1%	100.0%		%
							%
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円	1,721,228	1,857,771	2,015,641	2,262,723	<ul style="list-style-type: none"> ・預託金 1,500,000千円 ・利子補給 316,158千円 ・信用保証料補助 197,250千円 	
人件費(1.5人計上)	千円	13,121	13,121	13,121	13,121		
総事業費	千円	1,734,349	1,870,892	2,028,762	2,275,844		
一般財源	千円	533,357	569,833	662,704	775,788		
特定財源	千円	1,200,992	1,301,059	1,366,058	1,500,056		
うち受益者負担分	千円						

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性 高 高：高い、中：中位 低 低：低い	中小企業は大企業に比べて資金調達が困難であるため、中央区が中心に信用保証協会及び金融機関と三者が協調して資金調達の円滑化と利便を確保するため、今後も融資あっ旋制度に取り組んでいく必要がある。
事業の達成度 中 高：高い、中：中位 低 低：低い	融資実績は13年度は約7.2億円、14年度は約9.2億円に達しており、融資目標額の6.5億円を大幅に上回り、成果が十分に上がったが、15年度は約8.1億円に達しているものの融資目標額の12.0億円を達成することができなかった。
事業の有効性 高 高：高い、中：中位 低 低：低い	中央区商工業融資制度は、中央区、信用保証協会及び金融機関の三者が協調して行っており、中小企業の資金調達の負担軽減と円滑化が図られている。
事業の効率性 中 高：高い、中：中位 低 低：低い	現在、融資申込の手続きを含み、商工相談は予約制をとっていないため、利用者が予定を立てづらくなっている。(平成16年10月1日から予約制を導入予定)

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価 A A：良好、B：普通 C C：改善	本区の産業の活性化を図るうえで中小企業の活性化が不可欠であるが、大企業に比べて資金調達が困難である。金融再編が行われている今日、中央区商工業融資制度に対する需要は依然として根強い。今後とも融資実行に結びつきやすく、利用しやすい制度にするとともに、その時々ニーズに合わせた整備を行っていく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	中小企業の資金調達について、新たな仕組みや商工業融資の見直しを検討するための専門的な情報が不足しているため、平成16年7月に設置した産学公連携の「地域金融のあり方検討会」において検討していく。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	景気の動向、中小企業が事業を展開する上での資金調達面での実際のボトルネックの分析、「地域金融のあり方検討会」等における専門家の意見等を踏まえ、制度を区内中小企業のニーズに合ったものに適宜見直していく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	当面は、より利用しやすいよう運用を改善するとともに、緊急対策の見直しを行う。あわせて、区が果たすべき役割を整理した上で、後年度負担を見極めつつ、状況の変化に応じた見直しを進めていく。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	福祉部児童家庭課保育係	整理番号	3 - 1
-----	-------------	------	-------

1 事業名	児童館の運営
-------	--------

2 【事務事業の概要】

根拠法令等	児童福祉法 中央区立児童館条例、中央区学童クラブ運営要綱	事業開始年度	昭和 平成 3 8 年度
-------	---------------------------------	--------	--------------

対 象	児童（18歳未満） 対象者数(H16.9.1現在) 12,610人（総人口92,135人の13.69%）
-----	---

目 的	区内の児童に健全な遊び場を提供することにより、健康の増進を図るとともに、豊かな情操を育てる。
-----	--

活動内容	開館時間 午前9時～午後5時（学童クラブは状況により午後6時まで対応） 休館日 日曜・祝日（ただし、こどもの日は開館。翌日休館。） 主な事業 ・健全な遊びの指導や映画会、人形劇、工作教室、スポーツ教室等の事業を実施している。 ・子育てを支援するため、親子遊びを中心とした「乳幼児クラブ」を行っている。 ・保護者の就労や疾病等の理由により放課後適切な保護育成を受けられない小学校1年生から4年生（障害児等は6年生）までの児童のために「学童クラブ」を実施している。
------	---

類似事業の把握	あり なし
---------	-------

3 【事業を取り巻く環境】

現 状	都市化や核家族化などの進展により、子どもの遊び場や仲間づくりの機会が減少し、子どもの健全な育成への影響が心配される。こうした中で、ともに遊び、ともに学び合うことのできる児童館は、次代を担う児童が健やかに育つための拠点として重要な役割を果たしている。 増加する学童クラブのニーズにより、児童館事業のうち学童クラブ事業のウエイトが大きくなっており、他の事業の展開が進めにくくなっている。
-----	--

事業に対する区民等の意見	あり なし 【区長への手紙】 児童館の増設。学童クラブ待機者の解消、時間延長。 【中央区保育需要・子育て支援等実態調査】 ・児童館に対する希望 1 施設・設備の充実 2 行事・事業内容の充実 3 指導員の充実 ・学童クラブに対する希望 1 対象学年の拡大 2 定員の増 3 利用時間の延長
--------------	--

今後の予測	中央区の人口推計を見ると、平成30年まで児童の数は増加する傾向にあることから、今後も児童館の必要性は高まっていく。
-------	---

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
学童クラブ定員数	人	370	400	420	420	420	100.0 %
							%
							%
							%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
児童館利用者数	人	271,156	288,167	292,820	300,000	354,000	82.7 %
							%
							%
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円	107,395	88,698	93,669	83,403	人件費	
人件費(0.0人計上)	千円	526,261	539,000	542,707	570,237	正規職員 55人	
総事業費	千円	633,656	627,698	636,376	653,640	非常勤職員 30人	
一般財源	千円	633,656	627,698	636,376	653,640	事業費	
特定財源	千円					各種教室講師謝礼等	
うち受益者負担分	千円						

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性	中央区は都心に位置していることから、子どもの遊び場が不足している。そうした中、子どもの健全な育成を図るためには、区が主体的に、子どもたちが自由に集い活動できる場を整備、提供していく必要がある。
高 高：高い、中：中位 低：低い	
事業の達成度	児童館の利用者数は毎年着実に増加しているが、実態調査によると利用していない人が56%あり、理由としては、家から遠い、知っている友達がいない、おもしろくない、知らないなどとなっている。また毎年増加する学童クラブ待機児の解消も図る必要がある。
中 高：高い、中：中位 低：低い	
事業の有効性	本区の児童館は、新川を除き全て公園と隣接しており、都市化が進み子どもたちの遊び場が減少していく中、児童の健全育成を図るうえで貴重な施設・空間となっており、十分機能している。
高 高：高い、中：中位 低：低い	
事業の効率性	今後、児童館は利用者のニーズや地域の実情に応じ、柔軟な対応を行っていく必要があり、地域の力を活用することも含め、より効果的・効率的な運営方法を検討する必要がある。
中 高：高い、中：中位 低：低い	

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価	児童館は、児童の健全育成という目的に対し一定の成果をあげているところである。しかし、一方で増加する学童クラブ待機児や児童館がない地域への対応、中・高校生の利用実績が少ないなどの課題もあり、今後の人口動態を視野に入れながら、適時適切な施策を展開していく必要がある。
B A：良好、B：普通 C：改善	
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	現在、教育委員会で検討を行っている「子どもの居場所づくり」事業の内容や実施状況を確認しつつ、今後の児童館のあり方について検討していく。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	当面の学童クラブに対するニーズの増加に、「子どもの居場所づくり」とあわせて待機者の解消を図るとともに、より地域に開かれ、広く利用されるよう児童館運営のあり方を検討していく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	第一次評価の方向性でよい。 増加する学童クラブ待機児対策やこれまで児童館がない地域への対応も含めて、「子どもの居場所づくり」と連携を行い、待機児解消を図っていく。また、未就学児や中・高校生が広く利用できるよう、地域特性等に合わせて一律ではない児童館ごとの特色づくりなど、より地域に開かれた新たな児童館の運営のあり方について検討していく。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係	整理番号	3 - 2
-----	-----------------	------	-------

1 事業名	高齢者の社会参加のしくみづくり
-------	-----------------

2 【事務事業の概要】

根拠法令等	事業開始年度
	昭和 平成 12 年度

対 象	おおむね60歳以上の区内在住・在勤者（OB含む）
-----	--------------------------

目 的	積極的に社会参加を望む高齢者と豊富な経験と知識を持つ高齢者の活用を望むNPOや非営利組織、地域団体、区内事業所等を結びつけるしくみを構築することで、高齢者の社会参加を促進し、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう支援する。
-----	---

活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 中央区高齢者社会参加検討委員会（平成12・13年度） 高齢者社会参加のしくみづくりに関する報告書の提出を受けた。 無料職業紹介所「シルバーワーク中央」の開設 検討委員会の報告を受け、しくみづくりの第1段階として雇用による就業を希望する高齢者とそういった人材を必要とする事業所等を結びつける無料職業紹介所「シルバーワーク中央」を開設（平成15年10月1日・事業主体：シルバー人材センター）した。 また、同事業所ではボランティア情報も収集し、高齢者に情報提供している。 無料職業紹介所「シルバーワーク中央」の運営支援 事業の円滑な運営を図るため、事業に係わる経費を全額補助している。
------	---

類似事業の把握	あり なし
---------	-------

	<ol style="list-style-type: none"> ボランティア区民活動センター シルバー人材センター
--	--

3 【事業を取り巻く環境】

現 状	高齢社会の進展により、健康な高齢者の数が増加傾向にあり、こうした高齢者の生活の安定や生きがいにつながる事業の実施が強く求められている。その一つとして、健康な高齢者が働く意欲や能力を生かせる社会参加のしくみの創設として「シルバーワーク中央」を開設した。
-----	---

事業に対する区民等の意見	あり なし
--------------	-------

	「高齢者の生活実態等調査」等において、今後取り組みたい社会参加活動で、「ボランティア活動」「高齢者クラブの活動」「子どもや青少年の育成活動」と回答した高齢者がトータルで約15%に上がっている。
--	--

今後の予測	高齢社会の進展により、中央区における高齢者人口は、平成30年に、24,500人（5人に1人）と見込まれている。これに伴いひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、元気高齢者等、高齢者の状況は多様化すると考えられる。そのため、社会参加のしくみづくりにおいても、多様な提供方法を構築していく必要がある。
-------	--

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
無料職業紹介所の開設	カ所	0	0	1	0	1	100.0%
無料職業紹介所の運営支援	カ所	0	0	1	1	1	100.0%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
就業者数	人	-	-	60	100	140	42.9%
ボランティア紹介数	件	-	-	0	50	80	0.0%
求人自主開拓数	件	-	-	66	100	140	47.1%
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円	338	0	953	2,796	負担金補助及び交付金 5,637,267円	
人件費(2人計上)	千円	0	0	4,684	7,202		
総事業費	千円	338	0	5,637	9,998		
一般財源	千円	170	0	2,946	5,699		
特定財源	千円	168	0	2,691	4,299		
うち受益者負担分	千円	0	0	0	0		

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
高 高：高い、中：中位 低：低い	区が行う必要性 就業やボランティア活動等に意欲のある高齢者の多様なニーズに応えるために、区民に身近な区がそうした機会を提供する役割は大きい。
中 高：高い、中：中位 低：低い	事業の達成度 就業に関しては、雇用による就業をコーディネートする無料職業紹介所「シルバーワーク中央」を平成15年10月1日に開設した。今後は、ボランティア活動等の地域における生きがい活動を支援するしくみの拡充が必要である。
中 高：高い、中：中位 低：低い	事業の有効性 シルバーワーク中央は、就業者数や求人自主開拓件数については順調に実績をあげているが、ボランティア紹介については、ボランティア区民活動センターや東京都しごと財団等との連携強化が必要である。
高 高：高い、中：中位 低：低い	事業の効率性 シルバー人材センターが行っている雇用によらない就業提供サービスとシルバーワーク中央が行っている雇用による就業提供サービスが1カ所で運営することができるようになり、効率的な事業展開が可能となった。

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

B A：良好、B：普通 C：改善	総合評価 就業成約率の高い求人自主開拓を積極的に進めるとともに、ボランティア紹介機能の強化を図る。また、単なるボランティア紹介ではなく、地域の核となって自主的にボランティア活動を行っていく人材の育成やその活動に対する支援を行っていく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	就労の面では、シルバーワーク中央の機能強化を図り、生きがい活動の面では、生きがいづくりアドバイザーの育成など高齢者の生きがい活動を支援するとともに、その拠点となる生きがい活動支援機能の確保について検討を進める。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	雇用による就業、雇用によらない就業、生きがい活動など、幅広く高齢者のニーズに合わせた社会参加の仕組みをつくる必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	第一次評価の方向性でよい。 就労やボランティアの面では、シルバーワーク中央の機能強化を図っていく。生きがい活動の面では、生きがいづくりアドバイザーの育成など高齢者の生きがい活動を支援するとともに、その拠点となる生きがい活動支援機能を確保することにより、趣味の相談や健康づくり等の支援の検討を進める。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	福祉部高齢者介護課介護給付係	整理番号	3 - 3
------------	----------------	-------------	-------

1 事業名	在宅寝たきり高齢者の介護者慰労
--------------	-----------------

2 【事務事業の概要】

根拠法令等	中央区在宅寝たきり高齢者等介護者慰労事業 実施要綱	事業開始年度	昭和 平成 3 年度
--------------	------------------------------	---------------	----------------------

対 象	引き続き6ヶ月以上中央区内に住所を有し、要介護2以上の寝たきりや痴呆で常時介護を必要としている高齢者を、在宅で日常介護している家族 平成15年度 受給者数 286人
------------	---

目 的	在宅の寝たきり高齢者を、日常介護している家族を慰労することにより、介護者の身体的・精神的な疲れを癒し、もって在宅介護の推進と在宅福祉の向上を図る。
------------	---

活動内容	<p>下記3種類のうち希望するものを、1万円分を単位として総額3万円相当分まで支給する。</p> <p>食事券の支給（500円券を20枚、40枚、又は60枚） 東京都麺類協同組合京橋連合会及び日本橋蕎麦組合に委託し、実施している。</p> <p>マッサージ券の支給（2,500券を4枚、8枚、又は12枚） 中央福祉マッサージ会に委託し、実施している。</p> <p>旅行券の支給（10,000円券1枚、2枚、又は3枚） 旅行代理店が発行する旅行券を支給している。</p>
-------------	---

類似事業の把握	あ り な し
	<p>事業名「介護者交流会」 中央区社会福祉協議会に委託し、実施している。</p> <p>在宅介護の継続を支援するため、介護者同士の交流を図ることにより、介護に関する悩みを分かち合い解消するための場を設け、介護者の精神的負担を軽減する。</p> <p>事業名「おとしより介護応援手当」 要介護3以上で寝たきり又は痴呆の高齢者に手当を支給し、高齢者及び家族の経済的負担の軽減を図ることによって、在宅での介護を支援する。</p>

3 【事業を取り巻く環境】

現 状	要介護認定者における居宅サービス利用者の比率は、約6割を占めている。高齢者にとっては、できる限り住み慣れた自宅で生活を続けたいと希望する者が多数であるが、在宅生活を維持していくためには、日常介護をする家族の負担も大きい。
------------	--

事業に対する区民等の意見	あ り な し
---------------------	------------------------

事業内容について	<p>食事券 蕎麦店以外の店での利用も出来るようにしてほしい。</p> <p>旅行券 毎年、旅行代理店（契約業者）を変更しないでほしい。</p>
-----------------	--

今後の予測	高齢者人口は今後も増加傾向であり、それに伴い在宅での要介護者増加も見込まれ、あわせて本事業受給者数の増加も見込まれる。
--------------	---

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
受給者数	人	281	302	286	346	346	82.7 %
							%
							%
							%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
利用枚数 食事券	枚	6,863	7,511	7,172	8,413	8,413	85.2 %
" マッサージ券	枚	85	97	209	145	145	144.1 %
" 旅行券	枚	423	429	386	460	460	83.9 %
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円	8,015	8,452	8,049	9,200	委託料 7,929千円	
人件費(0.0人計上)	千円						
総事業費	千円	8,015	8,452	8,049	9,200		
一般財源	千円	8,015	8,452	8,049	9,200		
特定財源	千円						
うち受益者負担分	千円						

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性 高 高：高い、中：中位 低：低い	在宅介護においては、施設における介護サービスと比べ、家族は介護に多くの時間を費やしている。区は、施設入所者に比べて身体的、精神的負担の大きい家族介護者への慰労を図る必要がある。
事業の達成度 中 高：高い、中：中位 低：低い	平成3年度事業開始時は、「食事券」「マッサージ券」「旅行券」の単一選択給付であったものを、平成15年度より各券を組み合わせるようするなど、利用者のニーズに合わせた改善を実施してきた。
事業の有効性 高 高：高い、中：中位 低：低い	本慰労事業をはじめ、様々な施策をもって在宅介護を支援することは、在宅で要介護高齢者を抱える者の介護負担の軽減につながる。
事業の効率性 中 高：高い、中：中位 低：低い	3種類の券の支給を委託することにより、効率的に事業を実施している。

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価 B A：良好、B：普通 C：改善	在宅介護を推進していく上で本慰労事業は一定の成果をあげたが、同じ悩みを抱えた介護者同士の交流を図る「介護者交流会」や在宅介護者の経済的負担の軽減を目的とした「おとしより介護応援手当」など在宅支援の諸施策との整合性を図り、在宅介護の充実を進めていく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	要介護高齢者の増加に伴う財政負担も配慮しつつ、各給付券の利用状況を把握し、介護者慰労としての事業目的の視点から内容の検討を行い、「介護者交流会」などの関連施策と連携を図りながら、在宅介護の負担軽減を図っていくことが必要である。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	高齢者の増加に伴う財政負担も勘案し、類似事業の「おとしより介護応援手当」を含め、現金給付に片寄るのではなく、高齢者及び介護者の実態に合った在宅介護支援策の検討が必要である。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	介護者慰労の事業の目的に照らして、旅行券などの支給のあり方を見直すとともに、今後は「介護者交流会」等による精神面での支援にウェイトをシフトし、目的が重複している「おとしより介護応援手当」と合わせて金銭給付のあり方を見直していく必要がある。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	福祉部高齢者介護課介護支援係	整理番号	3 - 4
-----	----------------	------	-------

1 事業名	テレビ電話による福祉相談
-------	--------------

2 【事務事業の概要】

根拠法令等 ① ②	事業開始年度 <input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 10年度
対 象 区民の福祉全般に関する相談、申請	
目 的 区内各特別出張所に相談者が自由に利用できる専用のテレビ電話とファクシミリを設置し、本庁の福祉部において常時、福祉相談等を受け付けることにより、相談者の利便と区民福祉の向上を図る。	
活動内容 1 日本橋・月島の両特別出張所にテレビ電話、ファクシミリを各1台設置し、福祉部高齢者介護課に受付用の専用電話を2台、ファクシミリを1台設置。 2 相談は、最初高齢者介護課職員が受け付け、内容に応じて担当するセクションに引き継ぐ。 3 相談者は、各特別出張所において自由に機器を利用し、画像による対面の福祉相談やファクシミリを用いた福祉情報の提供及び福祉サービスの申請を行うことができる。	
類似事業の把握	<input type="checkbox"/> あ り <input checked="" type="checkbox"/> な し

3 【事業を取り巻く環境】

現 状	福祉に関する相談・申請については、十分な説明が必要なことから本庁に来訪することが原則であった。テレビ電話の導入により、相談者は最寄りの特別出張所において迅速、的確に行政サービスを受けられるようになった。 また、テレビ電話のため対面相談による安心感を与えることができるという効果もある。 しかし、その一方でここ数年相談件数が減少傾向にあり、利用需要が低下している。
事業に対する区民等の意見	<input type="checkbox"/> あ り <input checked="" type="checkbox"/> な し
今後の予測	テレビ電話による福祉相談実績は、平成15年度は40件と平成14年度の半分以下の数値になっており、ここ数年の減少傾向は著しいものがある。将来的にも減少傾向は続くものと思われる。

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
テレビ電話設置数	台	4	4	4	4	4	100.0%
ファックス設置数	台	3	3	3	3	3	100.0%
							%
							%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
相談受付件数	件	107	87	40	35	40	100.0%
							%
							%
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円	380	379	369	439	役務費	349千円
人件費(160.0人計上)	千円					需用費	20千円
総事業費	千円	380	379	369	439		
一般財源	千円	190	190	185	220		
特定財源	千円	190	189	184	219		
うち受益者負担分	千円						

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
①区が行う必要性 高 高：高い、中：中位 低 低：低い	区は、区民が本庁舎まで来庁しなくても居住地域で行政サービスの相談・申請をすることができるようにすることにより、負担感の軽減及び安心感を付与する必要がある。
②事業の達成度 高 高：高い、中：中位 低 低：低い	テレビ電話導入前においては、特別出張所での福祉相談は週1回午前のみであったが、場所・曜日・時間帯にとらわれず都合の良いときに利用できるようになったため、導入直後の平成10年度の年間相談実績は172件と多く、当初から事業の達成度は高い。
③事業の有効性 低 高：高い、中：中位 低 低：低い	本事業は、相談者の利便性を考慮すると導入は一定の成果をあげたと思われる。しかし、施設導入当初と比較してここ数年は相談実績が激減しており事業の実態を検証し、再検討する必要がある。
④事業の効率性 低 高：高い、中：中位 低 低：低い	現行の機器の老朽化に伴い、事業自体の抜本的な見直しを進めていく必要がある。

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価 C A：良好、B：普通 C：改善	本事業導入当初と現在とでは介護保険の施行など時代背景に大きな変化があり、相談実績を見ても現行方式の相談業務は、ある程度事業の役割を終えた感がある。しかし、介護を含めた高齢者の自立した生活を支えることができる「地域ケア」に対するニーズは、むしろ高まっており、区民の立場に立った新しい視点での代替する取組が必要となる。
今後の方向性	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 統合 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止
改革に向けての取組	利用者が一番多い高齢者の生活全体を支えるという観点からは、まず身近な場所で気軽に相談できる窓口が必要である。そこで、地域型在宅介護支援センターの果たす役割は大きく、その機能を利用し高齢者への相談業務の充実を図っていく。 さらに、特別出張所の窓口見直しやIT化の推進による福祉相談機能の充実にあわせ、事業を廃止していく。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	導入当初と比較して、特別出張所や在宅介護支援センターでの相談機能の充実により、ここ数年は相談実績が激減している。
今後の方向性	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 統合 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止
改革の方向	第一次評価の方向性でよい。 特別出張所における窓口サービスの改善やIT化によるサービスの利便性の向上、「地域ケア」のサービス充実の状況を踏まえ、廃止する。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	保健衛生部健康推進課予防係	整理番号	4 - 1
-----	---------------	------	-------

1 事業名	精神障害者ホームヘルプサービス
-------	-----------------

2 【事務事業の概要】

根拠法令等	中央区精神障害者ホームヘルプサービス事業実施要綱 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、第50条の3	事業開始年度	昭和 平成 15年度
-------	--	--------	------------

対 象

区民で精神障害者保健福祉手帳を所持している方、又は精神障害を支給事由とする年金給付を受けている方。かつ、日常生活を営む上で支障があり、家事介護等のサービスを必要とする方。
・精神障害者保健福祉手帳所持者数（平成16年3月末現在） 138人

目 的

精神障害者が在宅において、日常生活を営むことができるよう精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣し、日常生活に必要なサービスを提供することにより、精神障害者の自立と社会参加を促進し、もって精神障害者の福祉の向上を図る。

活動内容

- 1．派遣内容（家事に関すること、身体の介護に関すること、相談及び助言に関すること）
- 2．サービス内容（週2回、1回あたり2時間を限度とする。派遣時間は、原則月～金曜日の午前8時～午後6時の派遣となる。）
- 3．費用負担（家計の生計中心者の所得に応じた費用負担となっている。1時間あたり0円～950円までとなっている。）
- 4．普及啓発活動（区のお知らせへ掲載）

類似事業の把握	あり なし
---------	-------

3 【事業を取り巻く環境】

現 状

平成15年4月より、ホームヘルプサービス事業を開始し、制度発足時には3名の利用者から平成16年4月には9人となり、平成16年8月には、12名と増加傾向にある。利用者については、継続してホームヘルパーを派遣しており、利用者の状態によってケア会議を開催し、派遣内容の見直しを行っている。今後も継続して利用者への支援が必要である。

事業に対する区民等の意見	あり なし
--------------	-------

中央区精神保健福祉に関する実態調査において、今後希望する保健福祉サービスで、「掃除や洗濯、調理、買物等の家事援助」が第2位で41.2%であった。

今後の予測

国の新障害者基本計画及び重点施策5ヶ年計画により、今後10年間に、退院可能な入院患者について社会復帰の方向が示されている。都内に約5,000人程度いる社会的入院患者の解消のため、在宅での生活を支えるしくみの充実が望まれている。
なお、介護保険制度の見直しに応じて精神障害者の制度の検討も必要となる。

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
ホームヘルプサービス利用	週	-	-	2日*1回2h	2日*1回2h	2日*1回2h	100.0%
ホームヘルパー養成研修	年	-	-	12h	12h	12h	100.0%
ホームヘルパー定期研修	年	-	-	3h	3h	3h	100.0%
							%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
ホームヘルプサービス利用者	人	-	-	9	14	20	45.0%
ホームヘルパー養成数	人	-	-	19	20	40	47.5%
ホームヘルパー定期研修数	人	-	-	-	11	30	%
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円	-	-	2,789	10,645	報償費 110,000	
人件費(0.0人計上)	千円	-	-	-	-	委託料2,729,000	
総事業費	千円	-	-	2,789	10,645	需用費 40,000	
一般財源	千円	-	-	1,104	6,050		
特定財源	千円	-	-	1,685	4,595		
うち受益者負担分	千円	-	-	-	1,000		

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性	精神保健福祉法(50条の3)に基づき、精神障害者の自立促進を図ることを目的に居宅生活事業として区が実施している。
高 高：高い、中：中位 低：低い	
事業の達成度	平成15年4月1日より事業を開始し、必要なサービスを提供することによって、利用者が安定した日常生活を営んでいる。利用者数も増加しており、事業の意義は高い。今後のサービス増に対応するため、ヘルパー養成は今後ともより一層育成に努力していく必要がある。
中 高：高い、中：中位 低：低い	
事業の有効性	事業実績は順調に目標に向かっており、事業自体は有効に一定の成果を上げている。事業所ヘルパーに対しても養成研修によって基礎知識の習得、定期研修(フォローアップ)によって更なる問題点の解決等質の向上を目指している。
高 高：高い、中：中位 低：低い	
事業の効率性	民間事業者等に委託するにあたりヘルパーの養成研修が必要であるが、より利用者が利用しやすいよう、ヘルパーの層を厚くし、安定した事業運営を図る。
中 高：高い、中：中位 低：低い	

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価	「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健施策の大きな流れを受けて、退院後の精神障害者に必要なサービスを提供し、安定した地域生活を支える制度となっている。さらに今後は、対象者の増加に対応するため、ホームヘルパー養成に努めていく必要がある。
A A：良好、B：普通 C：改善	
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	精神保健福祉の改革にむけた重点施策の一つとして、精神障害者が可能な限り地域において生活できるよう「地域生活の支援」について優先的に取り組むこととなっている。そこで、精神障害者の居宅生活を支援し、多様な利用者のニーズに対応するため、ホームヘルパーの資質向上のための研修及び居宅介護支援事業者の拡大により、サービス提供者の充実を強化していく。さらに、利用者への広報活動も推進していく。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健施策の大きな流れを受け、対象者の増加が予測されることから、ホームヘルパーの養成に努めていく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	第一次評価の方向性でよい。居宅生活を支援し、多様な利用者のニーズに対応するため、ホームヘルパーの資質向上及び居宅介護支援事業者の拡大を図っていく。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	環境部環境保全課 環境係	整理番号	5 - 1
-----	--------------	------	-------

1 事業名 | クリーンモデル地区の設置・支援

2 【事務事業の概要】

根拠法令等 クリーン・リサイクル中央区宣言	事業開始年度 昭和 平成 14 年度
対 象 町会、ボランティア清掃団体に参加している区民、事業者等	
目 的 地域住民による美化活動が実施されている地域を、区における美化推進の模範として「クリーン・モデル地区」に指定し、当該地域内でのボランティア清掃団体相互の連携・協調を促進し、他地域の美化活動推進の契機とする。(3か年計画で、日本橋、月島、京橋の各地域にモデル地区を1か所ずつ設置)	
活動内容 地域美化活動を実施している団体相互の連絡と協調を高めるため、クリーンモデル地区に指定する。 モデル地域での清掃活動を支援するため、ポスター、PR紙の作成などの支援を行う。 平成14年度 人形町クリーンモデル地区 平成15年度 勝どき・豊海クリーンモデル地区 平成16年度 京橋地域に1地区設置予定 各モデル地区では町会等の団体による定期的な歩道等の清掃活動を定期的実施。	
類似事業の把握	あ り な し

3 【事業を取り巻く環境】

現 状	区は平成10年度にクリーンリサイクル中央区宣言を行い、美化促進のための各種啓発事業を行ってきた。また、今年6月には「歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」が施行され、ポイ捨てが禁止されたところである。 ポイ捨て防止と地域美化のためには、行政による規制とあわせ喫煙者に対する意識啓発を行う必要がある。このため地域住民や事業者による自主的美化活動を促進していく必要があり、区はクリーンモデル地区として人形町地域、勝どき・豊海地域を指定した。これらの地域では、地域団体により定期的なボランティア清掃が計画、実施されている。
事業に対する区民等の意見	あ り な し
「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」が施行されて路上におけるポイ捨ては禁止されているにもかかわらず、吸い殻等が散乱している場所がある。地域のボランティア清掃を盛んにしてまちをきれいにしてほしい。(主に電話による意見)	
今後の予測	今年度、京橋地域に1カ所設置し、モデル地区の設置は完了する。今後はモデル地区に対する活動支援を行っていくとともに、モデル地区を地域美化活動の模範として他地域に周知していくことにより区全体への普及をはかる。

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
モデル地区設置数	地区		1	2	3	3	66.7%
							%
							%
							%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
参加団体(町会・ボランティア)数		-	6	10	14	14	71.4%
							%
							%
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円		430	240	904	清掃活動用帽子	
人件費(0.0人計上)	千円						
総事業費	千円		430	240	904		
一般財源	千円		430	240	904		
特定財源	千円						
うち受益者負担分	千円						

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性 高 高：高い、中：中位 低：低い	区が模範的美化推進地区として指定することがボランティア活動の奨励効果をもたらし、区民の環境美化への意欲を増進させている。
事業の達成度 中 高：高い、中：中位 低：低い	モデル地区の指定は、京橋、日本橋、月島の各地域に設置し計画完了する。これまで人形町、勝どき・豊海の2地区に設置してきたが、16年度は京橋地域に設置する。
事業の有効性 中 高：高い、中：中位 低：低い	モデル地区への指定が、環境美化意識を高揚させ、自主的清掃活動への意欲が高められる。
事業の効率性 中 高：高い、中：中位 低：低い	モデル地区は原則として地域のボランティア団体の自主的運営としている。区としては、モデル地区のPRなどの側面的支援を行っていく。

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価 B A：良好、B：普通 C：改善	モデル地区はその性格上、京橋・日本橋・月島の各地域で1地区ずつ指定することで設置を完了する。今後は、地区の運営について側面的支援を行うとともに、他の地区への清掃活動の普及につなげていく。ただ、現状においては、地区における美化活動の範囲にとどまっているので、将来的には区が行う歩きたばこ・ポイ捨て防止施策との連携を強め、区民と区が一体になった事業展開を図っていく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	これまでのモデル地区は、地域の自主的清掃活動の促進を目指し運営してきたが、今後は、区が行う環境美化施策との連携を目指し、歩きたばこ防止キャンペーンやパトロール活動にも参加・協力が得られるよう促していく。あわせて、地域における歩きたばこ対策への自主的取り組み(啓発活動等)への機運を高めるような働きかけに取り組んでいく。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	クリーンモデル地区の設置については、当初目的の達成により事業完了となるが、今後はモデル地区を足がかりに「歩きたばこ・ポイ捨て防止施策」における美化活動において、地域の理解と協力を得ながらより一層の連携を深めていく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	第一次評価の方向性で概ねよい。モデル地区の設置完了に伴い、今後の事業展開は、「歩きたばこ・ポイ捨て防止施策」において実施するべきである。また、地域の声を十分くみ取り連携を強化するなど、地域美化活動を全区的な取り組みに拡大していくことが重要である。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	土木部管理課交通安全対策係
-----	---------------

整理番号	6 - 1
------	-------

1 事業名	駐車場の管理運営
-------	----------

2 【事務事業の概要】

根拠法令等	駐車場法 中央区営駐車場条例	事業開始年度 昭和 平成 63 年度
-------	-------------------	--------------------------------------

対 象	・区内（駐車場周辺地域）への乗り入れ自動車（運転者） ・区内（駐車場周辺地域）の定期駐車利用希望者
-----	--

目 的	区内（駐車場周辺地域）の路上違法駐車を防止し、道路交通の円滑化を図るとともに、区民、区内の事業者等の利便を図る。
-----	--

活動内容	1 1か所の区営駐車場を管理運営する。 収容台数 延べ1,142台 ・内時間制623台、定期制519台 年中無休（築地川第一を除く） ・時間制 150～200円/30分 ・1泊制 1,200～1,500円/泊 ・定期制 33,000～50,000円/月
------	--

類似事業の把握	あ り な し
---------	--------------

3 【事業を取り巻く環境】

現 状	都心機能が集積する本区内では、業務地域への業務車の流入や文化・商業地域への集客により、他自治体に比べて駐車需要が高い。また、最近では二輪車駐車スペース設置の要望も多い。
-----	--

事業に対する区民等の意見	あ り な し
	・違法路上駐車の抑制 ・二輪車駐車スペースの設置

今後の予測	本区の業務地域化が進むに従い、区内への流入車両が増大していくと思われる。違法駐車等防止対策を推進するためにも、区営駐車場の果たす役割は大きくなるものと思われる。
-------	--

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
時間制収容可能台数	台	7,476	7,476	7,476	7,476	7,476	100.0%
定期制収容可能台数	台	6,228	6,228	6,228	6,228	6,228	100.0%
							%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
定期制延べ登録(契約)台数(年間)	台	6,174	5,974	5,908	5,950	6,200	95.3%
修正回転率	時間	4.5	4.6	4.8	4.9	5.0	95.0%
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円	245,293	234,677	235,360	245,836	駐車場管理業務委託費 221,134千円	
人件費(1.2人計上)	千円	10,496	10,496	10,496	10,496		
総事業費	千円	255,789	245,173	245,856	256,332		
一般財源	千円	-346,713	-361,937	-365,700	-359,968		
特定財源	千円	602,502	607,110	611,556	616,300		
うち受益者負担分	千円	602,398	606,945	611,391	616,134		

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性 高 高：高い、中：中位 低 低：低い	違法駐車等防止対策及び都心区の駐車需要に対応するには、引続き区営駐車場の運営に当たる必要がある。
事業の達成度 中 高：高い、中：中位 低 低：低い	定期制の需要は高く、時間制の利用も良好である。しかし、違法駐車解消には駐車場の整備ばかりでなく、自動車運転者のマナー向上も必要である。また、近年は二輪車の違法駐車も問題となっている。
事業の有効性 中 高：高い、中：中位 低 低：低い	定期制の利用度は全駐車場とも高く、抽選になる駐車場も多い。また、時間制の利用も安定しており、漸増傾向である。修正回転率(1日の1駐車スペース使用時間)が3.0以上あれば駐車場経営上採算が取れると言われており、区営駐車場は15年度で平均4.8あることから良好な状況であるが、より一層の利用度の向上を図りたい。
事業の効率性 高 高：高い、中：中位 低 低：低い	料金收受等において駐車場管理システムを導入し、人件費抑制に努めているとともに、満空情報を提供し、利用者の利便向上を図っている。

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価 A A：良好、B：普通 C C：改善	時間制・定期制とも利用度が高く、違法駐車等防止対策上必要な施設であり、事業運営の必要性は高い。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	時間制駐車場の利用度をさらに上げるため、看板・標識の設置、インターネット区ホームページへの活用、駐車場満空情報案内システムの導入等PR活動を実施する。また、二輪車の駐車について、その需要を把握し、実施に向けて検討する。さらに、料金前払いの定期券制度導入などの方策により、駐車場使用料の円滑な収納を図る。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	駐車場の需要が高い都心区において、違法駐車や青空駐車防止のため、この事業の必要性は高い。時間制駐車については、駐車場により利用度のばらつきがあるので、区営駐車場全体として利用度の更なる向上を図っていく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	第一次評価の方向性でよい。自動車運転者へのより有効的な周知方法を検討し、時間制駐車場の利用度をより高める。また、二輪車の違法駐車が問題になっているので、その駐車スペースの整備を積極的に検討する。定期制使用料前払い制についても、確実な収納と督促事務軽減のために導入を検討する。

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
緑化指導件数	件	42	46	65	70	70	92.9%
緑化助成件数	件	3	17	31	40	35	88.6%
							%
							%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
緑化指導(屋上等緑化)	m ²	109.0	880.0	1,190.0	2,000.0	2,000.0	59.5%
緑化指導(地上緑化)	m ²	1,001.0	1,092.0	1,577.0	2,000.0	2,000.0	78.9%
合計		1,110.0	1,972.0	2,767.0	4,000.0	4,000.0	69.2%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円	1,997	6,184	8,160	11,050	助成金 8,160千円	
人件費(2.0人計上)	千円	874	1,749	1,749	1,749		
総事業費	千円	2,871	7,933	9,909	12,799		
一般財源	千円	2,871	7,933	9,909	12,799		
特定財源	千円						
うち受益者負担分	千円						

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性 高 高：高い、中：中位 低 低：低い	区内の緑化を促進するには、公共施設ばかりでなく民間施設の緑化を推進することが必要である。また、都と区の役割分担から、小規模な開発は区が積極的に行うこととなっている。緑化はその必要性が認められているものの、経費がかかることから、促進には指導とともに一定の助成が必要である。
事業の達成度 中 高：高い、中：中位 低 低：低い	全般的に緑化の取り組みが高まっており、特に、屋上緑化は事業者自ら計画することも多くなっている。加えて、区のパンフレットやホームページ等によるPR効果もあり、件数、助成金額とも増加している。
事業の有効性 高 高：高い、中：中位 低 低：低い	ヒートアイランド現象の緩和には民間施設の緑化の促進は有効な手段のひとつである。その促進には指導と誘導施策が必要であり、本区の緑化助成は事業者の関心も高いことから、施策の有効性は高い。
事業の効率性 中 高：高い、中：中位 低 低：低い	緑化には多額の経費が必要となり、また、その維持にも手間と経費を必要とする。ヒートアイランド現象の緩和には、緑化促進に向けた区民や事業者の取り組み意識が何より重要である。

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価	本事業は環境負荷の緩和に有効で、その必要性は高い。実績は順調に上がっており、今後も積極的に取り組んでいく。
B	A：良好、B：普通 C：改善
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	都心にふさわしい緑化や都市環境の改善に効果のある緑化を推進するため、今後、役所における緑化指導にとどまらず、各種イベントの場を活用しPRを行うなど積極的に普及啓発に努めていく。また、現行の助成制度はより効果的なものとなるよう検討する。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	緑の普及は、環境保全の一助となるほか潤いや省エネルギーなどに効果がある。特に緑の確保が困難な都心区においては、その促進について、行政が積極的に取り組む必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	新・改築建造物ばかりでなく、既存建物の緑化促進のため、壁面緑化のように既存建物でも実施できる緑化策を具体的に示すなど、区民や事業者への働きかけに努めていく。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	都市整備部地域整備課まちづくり推進主査	整理番号	7 - 1
-----	---------------------	------	-------

1 事業名	まちづくり支援事業制度の運用
-------	----------------

2 【事務事業の概要】

根拠法令等	市街地開発事業指導要綱	事業開始年度	昭和	平成	2	年度
-------	-------------	--------	----	----	---	----

対 象	事業区域が、3,000㎡以上の大規模開発事業の区域内の従前借家人、従前からの店舗の営業者及び従前権利者。
-----	--

目 的	大規模開発事業の開発事業者からの開発協力金を活用し、3,000㎡以上の開発区域内の区民の居住継続や区民が主体となった地域環境整備活動等を支援する。
-----	---

活動内容	大規模開発事業の区域内の従前借家人が開発終了後も協定家賃住宅に居住することができるよう、家賃の一部を補助する。また、従前からの賃貸日用品店舗等の営業者が、開発終了後も営業するための家賃の一部を補助する。さらに、従前権利者が自らの住宅を共同化によって建設する場合で、その資金を金融機関等から借り入れたものに対し、その利子の一部を補助する。
------	--

類似事業の把握	あ り な し
---------	---------

3 【事業を取り巻く環境】

現 状	バブル崩壊後の経済不況により、対象となる開発事業が少なくなってきており、開発協力金の原資の確保が難しく、将来的に不足する恐れがある。 現在、晴海一丁目地区及び月島駅前地区の従前借家人に対して居住継続支援事業を、晴海一丁目地区の店舗営業者には、営業継続支援事業を、浜町三丁目西部地区Fブロックの従前権利者に対して住宅建設促進支援事業を行っている。
-----	---

事業に対する区民等の意見	あ り な し 各地区で行っている説明会で、住民からまちづくり支援制度の適用を希望する声が多い。
--------------	---

今後の予測	様々な大規模開発事業の検討が進められており、これらの事業地区から、まちづくり支援の要望が見込まれる。
-------	--

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
対象地区	地区	3	3	3	3		%
							%
							%
							%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
営業継続	件	5	5	5	5		%
住宅建設促進	件	14	14	13	13		%
居住継続	件	291	286	314	310		%
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円						
人件費(0.0人計上)	千円						
総事業費	千円	151,170	173,234	235,516	278,382		
一般財源	千円						
特定財源	千円	151,170	173,234	235,516	278,382		
うち受益者負担分	千円						

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性 中 高：高い、中：中位 低：低い	各地区で検討されている大規模開発事業において、居住継続、営業継続等を図っていく必要がある。
事業の達成度 高 高：高い、中：中位 低：低い	晴海一丁目地区、月島駅前地区及び浜町三丁目西部地区Fブロックの3地区で、まちづくり支援事業を活用しており、目標は達成している。
事業の有効性 中 高：高い、中：中位 低：低い	晴海一丁目地区及び月島駅前地区においては目標は達成し、再開発事業を推進していく上で、有効に成果を上げている。しかし、原資との関係で、今後、事業を推進していく上で、検討していく必要がある。
事業の効率性 低 高：高い、中：中位 低：低い	まちづくり支援をすることにより、再開発事業が促進されている。しかし、原資との関係で、今後、歳出の抑制について、検討していく必要がある。

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価 C A：良好、B：普通 C：改善	住民のまちづくり支援に対する期待度は高いところであり、今後とも、良好なまちづくりを推進していくためには、開発協力金のより効果的な活用方策等について、検討をしていく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	今後、適切なまちづくり支援を図っていくために、開発協力金の見直しを行っていく必要がある。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	当事業は、区内の再開発事業を推進していく上で一定の成果を挙げてきた。しかし、現行の事業設計では、中長期的に歳入・歳出の均衡を図ることが課題となっており、この観点から制度の見直しを行っていく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	制度の見直しに当たっては、歳入・歳出の両面からの見直しが必要である。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	都市整備部住宅課計画指導係	整理番号	7 - 2
-----	---------------	------	-------

1 事業名	住宅建設・購入資金融資の拡充
-------	----------------

2 【事務事業の概要】

根拠法令等	中央区住宅建設・購入資金融資あっせん要綱	事業開始年度	昭和	平成	58	年度
-------	----------------------	--------	----	----	----	----

対 象	区民および区内に二親等以内の親族がいる人
-----	----------------------

目 的	良質な民間住宅の供給を促進し、人口の定着を図る。
-----	--------------------------

活動内容	<p>区内に自らが住むために、一定水準以上の住宅を建設または購入しようとする場合に資金が不足する人に対して、区の指定する金融機関に資金融資のあっせんをするとともに、最長20年間、1%の利子補給を行う。</p> <p>融資枠 10億円 あっせん限度額 住宅建設・購入 2,500万円(特例3,000万円) 増築 1,000万円</p> <p>制度の変遷(昭和58年7月創設)最長10年間2%(特例は当初5年間3%)利子補給、区民・区内に1親等の親族がいる人を対象 (平成3年6月改正)対象に区外居住者を追加 (平成10年4月改正)最長20年間1%利子補給に変更 (平成16年7月改正)対象を区民および区内に2親等以内の親族がいる人に限定</p>
------	--

類似事業の把握	あり なし
---------	-------

3 【事業を取り巻く環境】

現 状	近年の地価の沈静化、低金利、さらに生活の利便性から都心居住の傾向が強まっている。本区でも中堅所得者が購入しやすい価格の民間分譲マンションの建設・供給が活発化していることから、人口回復が進んでいる。
-----	--

事業に対する区民等の意見	あり なし
	住宅マスタープラン策定時(平成13年度)の区民アンケート調査では、回答者の約3割が持ち家取得・建て替えに対する区の支援を望んでいる。

今後の予測	都心居住の傾向や民間による住宅供給は、今後も高水準で推移すると思われる。
-------	--------------------------------------

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
利子補給件数	件	245	262	243	300	300	81.0%
融資あっせん件数	件	35	13	20	40	40	50.0%
融資あっせん金額	千円	455,400	166,100	332,500	1,000,000	1,000,000	33.3%
							%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
融資決定数	件	24	9	15	40	40	37.5%
融資決定率	%	68.6	69.2	75.0	100	100.0	75.0%
							%
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円	43,016	37,253	35,381	45,689	利子補給	35,230
人件費(0.5人計上)	千円	7,872	7,872	7,872	4,374	事務費	151
総事業費	千円	50,888	45,125	43,253	50,063		
一般財源	千円	50,888	45,125	43,253	50,063		
特定財源	千円						
うち受益者負担分	千円						

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性 中 高：高い、中：中位 低：低い	民間の住宅ローンの種類が増え、低金利商品も開発されて借りやすくなっていることから、公的融資の必要性は以前より低くなっているため、見直しをしていく必要がある。
事業の達成度 中 高：高い、中：中位 低：低い	融資あっせん件数については減少傾向にあるが、人口回復、定住に寄与するなど一定の成果を上げている。
事業の有効性 高 高：高い、中：中位 低：低い	区が利子の一部を補給することにより、利用者が住宅建設・購入資金を借りやすくなるため、事業の有効性は高い。
事業の効率性 高 高：高い、中：中位 低：低い	区の直接貸し付けでなく、民間金融機関を活用した融資あっせん事業なので、事業の効率性は高い。

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価 C A：良好、B：普通 C：改善	人口回復が進んでいることや低金利傾向が長期化していることから、本制度を見直す時期にきている。今後は住宅の安全性の確保などに重点を移して制度の再構築を検討する必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	環境の変化を踏まえ、現行の住宅建設・購入資金融資については見直すとともに、今後は災害に強いまちづくりを進めるため、木造住宅に重点を置いた融資制度を検討していく。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	「定住人口の回復」と「低金利の長期化」を踏まえて、当事業については、事業目的も含めて事業設計を抜本的に見直す必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	第一次評価の方向性でよい。人口回復動向を踏まえ、量の確保から「個性豊かで質の高い都心生活の創造」への転換を図るため、改革を推進していく。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	都市整備部建築課調査係	整理番号	7 - 3
-----	-------------	------	-------

1 事業名	防災ボランティア（被災建築物危険度判定員）の育成・支援
-------	-----------------------------

2 【事務事業の概要】

根拠法令等	中央区被災建築物応急危険度判定連絡協議会 設置要綱	事業開始年度	昭和 平成 12 年度
-------	------------------------------	--------	----------------------------

対 象	防災ボランティア（被災建築物危険度判定員）
-----	-----------------------

目 的	地震被災建築物の余震による二次災害を防止するため、当該建築物の当面利用の可否を的確・迅速に判定し、建物所有者等に周知する。
-----	---

活動内容	<p>ボランティアの充実 H12年度以降に東京都防災ボランティア登録した者の内、本区内に在住・在勤している者に対し、区協議会への加入を推進する。（H16年加入者113名） 防災訓練への参加 年1回の区の防災訓練に参加し、防災ボランティア活動のPRを行う。</p>
------	--

類似事業の把握	あり なし
	都内の市・区において、同様の組織が設置されている。

3 【事業を取り巻く環境】

現 状	ボランティア登録者のほとんどが在勤者であるため、年1回の防災訓練に参加し、ボランティア活動のPRを行える程度である。
-----	--

事業に対する区民等の意見	あり なし
--------------	------------

今後の予測	本区が被災した場合の被災建築物の判定は、区の防災ボランティアと他府県からの応援ボランティアとで対応することになる。区の防災ボランティアの多くは在勤者であり、災害時に活動できる人数は限られており、応援ボランティアによるところが多くなると想定される。このため、ボランティアの派遣要請など東京都レベルでの対応から区のボランティアと応援ボランティアとの協力などについて、模擬訓練等で詳細に検証する必要がある。
-------	--

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
ボランティアの募集	回	1	1	1	1	1	100.0%
防災訓練参加	回		1	1	1	1	100.0%
							%
							%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
							%
							%
							%
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円	385	451	201	33		
人件費(0.5人計上)	千円	4,463	4,463	4,463	4,374		
総事業費	千円	4,848	4,914	4,664	4,407		
一般財源	千円	4,848	4,914	4,664	4,407		
特定財源	千円						
うち受益者負担分	千円						

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性 高 高：高い、中：中位 低：低い	地震時の危機管理及び被災後の余震等による二次災害からの区民の安全確保は重要である。
事業の達成度 高 高：高い、中：中位 低：低い	本区では、被災後に応急危険度判定を必要とする建築物(戸建住宅・共同住宅)は約4,500棟と想定され、被災後10日間で判定するためには概ね210名のボランティアが必要とされる。本区が被災した場合、本区ボランティアと本区以外の応援ボランティアが連携して対応することになる。現在区ボランティア登録者は113名であり、概ね対応できるものと考えられる。
事業の有効性 中 高：高い、中：中位 低：低い	防災ボランティアは被災後に迅速、適切に遂行しなければならないため、日ごろから区民の防災ボランティアの活動内容の理解や発災時におけるボランティアとの連絡体制を整えておく必要がある。
事業の効率性 中 高：高い、中：中位 低：低い	東京が被災地となった場合、広域が対象となるため、実際には都のボランティア(区のボランティアを含む)と他府県からの応援ボランティアで対応することになり、区単独で活動することはない。このため、全都的な範囲で活動等のシミュレーション等を行い、問題・課題を整理する必要がある。

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価 B A：良好、B：普通 C：改善	広域被災が想定されるため、全国、全都的な対応と区が行うボランティア活動の役割を明らかにしなければならないこと、また、仙台市では防災ボランティア活動について市民が誤解していた事例もあることから、今後、防災ボランティアの活動の重要性をPRし、区ボランティアとの連絡の緊密化を図っていく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	毎年度、住民に対して広報誌による事業内容の周知、区の総合防災訓練と合わせた模擬訓練を実施しているところである。また、ボランティアの参加意欲や問題意識の低下をまねかないよう、会報を通じた啓発や情報提供を行うとともに、建築課ホームページに当制度を掲載し、区民等に制度の周知を図る。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	当事業は、二次災害からの区民の安全確保のために、重要な事業である。発災時に予想される様々な混乱の中で、制度を有効に機能させるために、日頃からの事業検証が必要である。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	第一次評価の方向性でよい。区民等に対して制度の一層の周知を図るとともに、発災時に区ボランティアと区職員、区ボランティアと他団体のボランティアとが円滑に連携できるように、シミュレーションを繰り返した上で課題を整理し、体制整備を図っていく。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	教育委員会事務局社会体育課体育係	整理番号	8 - 1
-----	------------------	------	-------

1 事業名	スポーツ教室
-------	--------

2 【事務事業の概要】

根拠法令等	スポーツ振興法 スポーツ振興基本計画	事業開始年度	_____
-------	-----------------------	--------	-------

対 象	区内在住・在勤・在学者
-----	-------------

目 的	スポーツに親しむきっかけづくりの場として、複数の種目についての教室を実施し、基礎的知識並びに実技を指導することにより、健康の維持・増進及び体力の向上を図り、併せてスポーツ実施率の向上等スポーツ振興の一助とする。
-----	---

活動内容	<p>【成人対象教室】 7種目 11教室 実施時間帯：一部を除き18:30～20:30 実施場所：総合スポーツセンター他 種目：テニス、バドミントン、水泳、フィットネス（軽体操）、アーチェリー、卓球、スキー</p> <p>【シニア対象教室】 3種目 3教室 実施時間帯：水中エクササイズ10:30～12:30 その他18:30～20:30 種目：太極拳、ニュースポーツ、水中エクササイズ 実施場所：シニアセンター他</p> <p>【少年少女対象教室】 7種目 8教室 実施時間帯：夜間を除く午前又は午後 実施場所：小学校体育館他 種目：（通年実施）剣道、ミニバスケットボール、バドミントン、バレーボール （期間実施）野球、水泳、サッカー</p>
------	--

類似事業の把握	あり なし
中央区保健所健康増進室事業（庁舎改修の為休止中） 中央区体育協会主催スポーツ教室（5種目 6教室）	

3 【事業を取り巻く環境】

現 状	<p>平成15年度においては、概ね各教室とも定員を上回る応募があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人対象教室は、性別では女性の比率が高く（74.2%）年代別においては、シニア世代（50歳以上）の比率が高い（44.2%）。 ・シニア対象教室は、特に太極拳と水中エクササイズ教室の参加者が増加している。 ・少年少女対象教室は、種目や実施場所で参加者数にばらつきが見られる。 <p>健康や体力向上に対する意識の向上などの面からも、民間スポーツ施設に通う区民も増加する傾向にある。</p>
-----	---

事業に対する区民等の意見	あり なし
<p>一部の種目を除き、参加者のアンケートを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人対象教室のアンケート項目のうち「期待したことが達成できた」と回答した参加者は、回答者全員のうち83.2% ・シニア対象及び少年少女対象教室のうちアンケートを実施している教室については、毎回好評を得ている。 	

今後の予測	<p>平成16年7月「中央区人口推計報告書」によると平成30年まで引き続き人口増加が見込まれている。</p> <p>体力の向上、健康の維持増進を図るため、スポーツに親しむきっかけづくりの場としてスポーツ教室のニーズは、より一層高まるものと思われる。</p>
-------	--

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
スポーツ教室数							
成人対象教室	教室	11	11	11	11	11	100.0%
シニア対象教室	教室	3	3	3	3	3	100.0%
少年少女対象教室	教室	8	8	8	8	8	100.0%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度実績	目標値(B)	(A)/(B)
週1回以上運動をしている区民の割合 (16年度アンケート調査による)	%	-	-	-	44.0	50.0	-%
							%
							%
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円	15,196	15,383	15,821	17,541	(歳出) 指導者等謝礼 12,018千円 印刷 消耗品 1,861千円	
人件費(1.7人計上)	千円	14,870	14,870	14,870	14,870	(歳入) スポーツ振興くじ助成金 1,200千円	
総事業費	千円	30,066	30,253	30,691	32,411		
一般財源	千円	27,921	26,098	27,295	29,771		
特定財源	千円	2,145	4,155	3,396	2,640		
うち受益者負担分	千円	2,145	2,155	2,196	2,640	シニア 少年少女教室対象	

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性 高 高：高い、中：中位 低 低：低い	スポーツ教室は、主に体育指導委員、スポーツ指導者など行政としての人的資源及び施設を活用して実施している。区民が気軽に参加できる機会の提供は、スポーツ振興法にも定められており、営利目的では行うことのできない様々な種目を行うものである。
事業の達成度 中 高：高い、中：中位 低 低：低い	平成15年度における各スポーツ教室の実績は、種目によりばらつきはあるものの総じて定員に近い参加があり、スポーツ振興に大いに寄与しているものと思われる。ただし、今後の人口動態や区民ニーズを踏まえ、実施種目などの見直しが必要である。
事業の有効性 高 高：高い、中：中位 低 低：低い	近年子どもの体力低下や高齢者人口の増加による介護や医療の負担増が社会問題化している。誰もが生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れることを目的として、一層のスポーツ普及のため実施するスポーツ教室は、有効な手段の一つと思われる。
事業の効率性 中 高：高い、中：中位 低 低：低い	スポーツ教室では受益者負担の基準を設定し、参加者に帰属する教材費やバス借上げや宿泊料を徴収しているが、財政状況を踏まえ受益者負担についての見直しを行う必要がある。

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価 A A：良好、B：普通 C C：改善	屋外スポーツ施設や子どもが外遊びができる場が少ない本区において、幅広い年齢層を対象に多くの種目のスポーツ教室の実施は、スポーツ実施率の向上を目指すためにも重要な施策の一つである。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	人口増加が見込まれる本区では、今後もスポーツに対するニーズも高まることが見込まれる。指導者の発掘・養成を図り、多様なニーズへの対応ができる体制づくりを強化する。一定以上の技術を修得した参加者には、自主的にグループをつくり活動するように誘導する。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	子どもの体力低下や中・高齢者の健康な生活習慣づくりが社会問題化する今日、区が限りある財源の中でスポーツに親しむきっかけづくりの場として、区民の健康の維持・増進並びに体力の向上に取り組むためには、事業の必要性や効果性なども十分検証しながら、既存事業のあり方や方向性を見直していく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	介護予防事業など、他の施策との連動性も図るとともに、関係者の声を十分に反映し、自主的なグループに対する支援のあり方や誘導方策の仕組みを築いていく必要がある。

事務事業評価表

(様式 5)

所 属	教育委員会事務局指導室事務係	整理番号	8 - 2
-----	----------------	------	-------

1 事業名	少人数指導の充実
-------	----------

2 【事務事業の概要】

根拠法令等	事業開始年度 昭和 平成 15 年度
-------	-----------------------

対 象	1 学級が 3 5 名以上の学級に在籍する区立小学校第 1 学年児童
-----	------------------------------------

目 的	小学校で少人数授業を進めることにより、教員の児童一人ひとりへの理解を深め、きめ細かな指導を行うとともに、児童の学習意欲と基礎学力の向上に寄与する。
-----	---

活動内容	<p>1 学級の児童数が 3 5 名以上の学級を有する小学校に、小学校教員免許状を所有する学習指導員を 1 名配置する。学習指導員は、以下の指導にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当の学級を二つの集団に分けた少人数指導やチームティーチング等の担任教諭との協力授業。 ・ 該当授業の学習指導における個別指導や一人ひとりに応じた生活指導の実施、授業の準備や安全管理等。 ・ 上記の他、校長が必要と認めた校務に関する事項。
------	---

類似事業の把握	あり なし
東京都の「指導方法の改善に伴う定数加配（少人数指導・チームティーチング）」により、平成 15 年度には、小学校 10 校（10 名）・中学校 4 校（7 名）で加配教員を配置している。	

3 【事業を取り巻く環境】

現 状	小学校では、1 学級を 1 人の担任教諭が指導している。学校生活を初めて経験する第一学年において、児童数が定員の 40 人に近い場合、生活指導及び学習指導の両面で、ひとり一人に応じてきめ細かく指導することが困難なことも多い。
-----	--

事業に対する区民等の意見	あり なし
学校教育に関する区民アンケートの結果、「少人数指導の充実」では小学校で 35.4%、中学校で 39.8%、また、「習熟度別など、その子に応じた指導」では小学校で 49.0%、中学校で 59.1%と高い支持を得ている。	

今後の予測	学級編制は、東京都の基準に基づき一学級 40 名の編制となっており、当面、現行の学級編制基準を変更する動きはない。
-------	---

4 【指標・事業実績】

活動指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
学習指導員配置校数	人	—	—	2	5	2	100.0 %
							%
							%
							%
成果指標名	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績(A)	16年度計画	目標値(B)	(A)/(B)
学習指導員を配置したことにより効果のあった学校数	人	—	—	2	5	2	100.0 %
							%
							%
							%
事業実績	単位	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度計画	15年度実績の主な内訳	
事業費	千円			9	47	学習指導員報酬(2人) 5,274千円	
人件費(5.0人計上)	千円			5,274	13,560	学習指導員旅費(2人) 3千円	
総事業費	千円			5,283	13,607	学習指導員健康診断料 (2人) 6千円	
一般財源	千円			5,283	13,607		
特定財源	千円						
うち受益者負担分	千円						

5 【結果評価(必要性・達成度・有効性・効率性)】(事業課による第一次評価)

評価	判断理由
区が行う必要性	学校生活を始めて経験する第一学年において、学習指導員を配置することは、一斉指導や個別の指導、グループ指導、少人数指導など多様な形態での学習指導が可能となり、区で行う必要性は高い。
高 高：高い、中：中位 低：低い	
事業の達成度	平成15年度において、1年生1学級の児童数が35名以上の学級を有する学校は、京橋築地・月島第一小学校の2校であり、対象校2校に学習指導員を配置した。
高 高：高い、中：中位 低：低い	
事業の有効性	1年生の1学期は学校生活に早く慣れることが重要であるが、担任と学習指導員が協力して指導を行うことにより、学習への意欲が高まるなど、学習指導や生活指導において効果があった。
高 高：高い、中：中位 低：低い	
事業の効率性	学習指導員の配置目的は、児童へのきめ細かな指導を行うことによる学習意欲と基礎学力の向上にあり、児童への教科指導が中心である。現在、学習指導員は非常勤職員のため児童下校後も配置されているので雇用形態について検討する必要がある。
低 高：高い、中：中位 低：低い	

6 【事業の総合評価と改革に向けての取組】(事業課による第一次評価)

総合評価	学習指導員の配置は、学習指導、生活指導面で特に効果があり、事業の有効性は高いが、一方、現在の雇用形態は非常勤職員のため、効率性の面から検討する必要がある。
B A：良好、B：普通 C：改善	
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革に向けての取組	きめ細かな学習指導による児童の学習意欲と基礎学力の向上を図るとともに、学習指導員を効率的な配置が可能な報償費対応に変更していく必要がある。

7 【第二次評価】

総合評価に対する意見	児童の学習意欲と基礎学力の向上を図るため、学習指導員を配置することには一定の効果があるが、雇用形態のあり方については、学校との十分な調整を行い、早急な改善を進めていく必要がある。
今後の方向性	継続 拡大 縮小 統合 廃止
改革の方向	第一次評価の方向性で概ねよい。児童の基礎学力の向上に向けた新たな事業展開のあり方など、現場である学校と十分調整の上、学習指導員をより有効に活用していく取り組みも検討する必要がある。